

## 平成25年第2回竹原市議会定例会会議録

平成25年6月19日開議

(平成25年6月19日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第4 一般質問

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、山村道信君の登壇を許します。

4番（山村道信君） おはようございます。先ほど議長より、6月議会一般質問の壇上における質問の許可を得ましたので、海援隊、山村道信、一般質問をさせていただきます。

これからの竹原のまちづくりを考慮した庁舎のあり方についてお尋ねいたします。

昨今の関西淡路大震災、そして一昨年前の東日本大震災等大きな震災の頻発を機に、建物や公構造物の耐震強度が注目されるようになり、公構造物の耐震化が問われるようになりました。この問題は本市にとっても大きな問題であり、現在教育施設を優先に耐震対策や建てかえが行われています。そこで、浮上してきたのが市庁舎や市民館、福社会館の耐震強度の問題で、これらの建物は既に築年数が40年を超え老骨化が進み、特に昭和41年に建てられた市庁舎においては47年が経過し、50年を想定した耐用年数に迫ろうとしています。こうした使用期限間近の市庁舎に対し、市の試算である12億5,000万円の巨額な費用をかけて耐震補強を施すことは、数年間の償却比率を考えると効率の悪い投資となるわけで、選択しづらい策と言えます。

一昨年前の一般質問において、こうした市庁舎や市民館、図書館、福社会館等の公共施設の老骨化対策を鑑み、同僚議員からの合同ビルへの移転案が提案されました。市としても昨年の4月、庁舎等あり方検討プロジェクトチームが設置され、合同ビルへの移転に向けた調査研究が始まりました。こうした動きの中、我々としても庁舎問題特別委員会を昨年3月16日に立ち上げ、計画の成り行きを見守ってきたところでございます。

以降、庁舎等あり方プロジェクトチームは、広島大学の有識者外に調査を委託し、5つもの案件に対してケーススタディーし、試算されております。1つは、現庁舎を耐震補強する。かかる費用約12億5,000万円、耐用年数4年。2つ目として、現庁舎南側に新築し、現庁舎を解体する。かかる費用28億5,000万円、耐用年数50年。3つ目として、現在地以外へ新築する。かかる費用28億円、耐用年数50年。4つとして、竹原合庁ビルを改修し移転する。かかる費用11億円、耐用年数30年。そして、合同ビルを改修し一部増築する。かかる費用13億5,000万円、耐用年数30年。このように

ケーススタディーをされながら使い勝手や費用面の積算等をされてこられ、それらをまとめ本年2月整備方針案として提起されたわけであります。

そこで、最も低コストで望ましいとされたのが合同ビルを改修し、一部増築するといったプランでした。これを受けてか新聞記事に「市役所合庁ビルに移転」とした記事が掲載され、我々市民に報じられたわけです。以後、私は市民納税者の皆様方からさまざまな声や御意見を賜りました。市庁舎問題に対する市民納税者の関心は高く、今後の市の動きを注目視されています。

去る3月定例議会において、庁舎等あり方検討業務委託料として300万円の予算が計上され、今年度はさらに実行に向けた動きがなされようとしているわけでございます。

去る4月12日、第5回の庁舎問題調査特別委員会が開かれ、その席において理事者側から提出された移転に向けての事業スケジュールとして、今年度中に合同ビルの取得と基本設計を行い、来年度改修工事着工との計画がなされ、今後計画どおりに進めていくとした説明がございました。

ところで、いつ、この合同ビル移転という基本プランが議会で採択されたのでしょうか。検討する旨は聞かされましたが、しかるに合同ビルに移転するとの議会承認、決議もされていないはずなんです。改めて理事者側として決められたのか、それともあくまでも検討調査なのか、第1の質問としてお答え願います。

合同ビルは、平成4年4月に新耐震基準のもと建てられ、平成21年3月までは広島県土木事務所や保健所が入居していましたが、集約化に伴い東広島に移転し、現在、そのフロアは空き部屋になっています。しかしながら、現在、合同ビルの建設に資金援助された商工会議所や池田コレクション展示館、ライオンズクラブ事務局等が在籍し、業務を運営されています。現在進行しつつある市庁舎移転計画の中に、こうした合同ビルの現存される各機関の移転先の計画もあわせて検討する必要があると思います。私の知る限りでは、現在、市からの一方的な移転計画だけで、現在入居している商工会議所等団体の庁舎移設移転後の所在が明らかにされていません。少なくとも、立ち退きを求めるのであれば代替地を提示し、求めるのが常識ではないかと考えます。そうした現入居者への配慮も考え、双方で協議し、計画、進行させるべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか、お答えください。

私は、この計画案に疑問を感じています。なぜなら、ここで取り上げておられるのは市庁舎のみの移設試算で、他の市民館、福社会館、図書館等の公共施設に関しては詳細な調

査、積算はなされていません。これらの公共施設も市庁舎同様に市民が集い、現在機能しています。市庁舎のみではなく、同時にこれらの公共施設のあり方を検討する必要があります。そして、移転したものを現庁舎及びその跡地に関しても同時に考え、検討する必要があります。改修か建てかえか、いっそのこと1つにまとめて建て直すのか、残った公共施設のことも市庁舎問題と絡め、移設移転後の庁舎の解体、跡地利用等トータルコストを試算し、検討することが総合的な市庁舎を中心としたまちづくりの計画立案の上においては、何よりも優先されることではないでしょうか。

市民納税者の方の中には、市庁舎は竹原市民のシンボルであるとの見方をされる人も数多くあり、少なくありません。現庁舎は、竹原の町の中心に位置し、平面図で見ると市民館、合同ビルとほぼ直線上に位置しています。このスペースを公共施設エリアと捉え、今後の竹原のまちづくりの中心点と位置づけて考えていく必要があるのではないかと私は考えます。今後10年先、20年先を見据えた中で必要なものは必要であり、かかるものはかかるのです。避けて通れない現実の問題です。

では、どのようにこれらの施設を整理し、どこから資金を調達し、どれくらいで返済していくのかといったプランニングを民意も取り入れながら、少し時間をかけてでも計画立て、その中で今できることは何なのか、すべきことは何なのかを見きわめ、実行していくことが大切と私は考えます。市長の御見解をお尋ねいたします。

たとえ移転しても現庁舎を廃墟のまま残すわけにはいかず、解体の必要があります。その後の用途を考慮すると、私は市民館や図書館、美術館を含めた複合的な新庁舎を、現庁舎を解体し新築すべきだと考えています。そのために、一時的に業務を合同ビルや旧法務局に移し、新庁舎完成まで市民納税者には使い勝手の悪さを、不便を理解していただく。一時的であるがゆえ、合同ビルの改修約11億円の試算ではございますが、それのみで増築分の費用2億5,000万円も必要なくなるのではないのでしょうか。その分の予算も公共施設整備費用に回すことができるのではないのでしょうか。

窓口利用頻度に応じ、市民の利用頻度の少ない一部業務を今の合同ビルに残し、複合新市庁舎にはこれらの公共施設の中で最も収益力がある市民館を充実させ、利用頻度の多い受付窓口業務、そして市民生活部の各課などを配置し、図書館や美術館を組み入れることにより、くつろぎのスペースを組み込み、市民が来やすく、わかりやすい施設とすることが必要でないかと私は考えています。新複合庁舎と合同ビルを業務分散させていくのです。このことにより新庁舎のコンパクトが図れると考えます。そして、現福祉会館、図書

館は解体し、跡地は民間に払い下げる。現市民館は解体し駐車場として整備、必要に応じ立体駐車場などを新設することも可能でしょう。今後の半世紀を眺めた計画を、この際に立てるべきではないでしょうか。

過去、政府が取り組んだ市、町、村の集約事業において、合併交付金なるものが存在し、小さな町村が1つになり、新庁舎が完成しています。もちろん、合併の狙いは行政管理費の削減であり、新庁舎を建てることではなかったわけですが、現実としてさまざまな弊害も生じ、残ったのは交付金であったようにも私の目には映ってくるような気がします。その施策に乗れなかった本市の現実、旧竹原広域行政区域が1つになっていればと、ここにおいて今さらながら私自身悔やまれるわけではございません。市町村合併の弊害として小さな市町は、大きな市町の陰になり、行政サービスの低下や地元公共事業入札参加業者の衰退、市民税の負担の変化が上げられます。

今後、さらに大きな道州制の政策が取り沙汰されていますが、そこに及んで竹原市が日の目を見るには交流人口の拡大に向け、竹原市の持つ他市町にない固有財産、すなわち地の利と歴史をより生かすとともに、一方で市庁舎を含む公共施設を中心とした機能的なまちづくりの充実展開であり、誰もが住みたい、暮らしたいと思うような魅力あるまちづくりではないかと考えます。これから先の国の施策、経済動向を眺め、広島県のへそに位置し、中央行政区に時間的に最も近い竹原として、中国地方に拠点となす視野で市庁舎等公共施設のあり方を見直し、半世紀先の将来に向け臨むべきではないでしょうか。

市長におかれましては、やっと進み出した竹原のまちづくりをやり遂げる責務がございます。停滞した情報基盤整備事業の刷新と事業の活性化、海の道構想の実現、伝承地区のブラッシュアップとさらなる拡大、そして老骨化した市庁舎、公共施設、インフラの整備。先般自己評価をされましたが、これらをきちっとなし遂げてこそ、初めて市民からの評価がなされるものだと思います。それらを踏まえ、これからのまちづくりと公共施設等のあり方に対する市長の具体的な施策なりお考えをお聞かせください。

以上をもって壇上での一般質問を終えさせていただき、自席にて再度、場合によっては質問させていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 山村議員の質問にお答えをいたします。

本市の庁舎、市民館、福祉会館及び図書館などの主要公共施設が抱えるさまざまな課題

解決に向けて、竹原合同ビルの利活用を含めた検討を行うため、昨年4月に庁内における検討組織として庁舎等あり方検討プロジェクトチームを設置し、具体的な検討を進めてきたところであります。その検討内容でありますが、まず本市の庁舎等の主要公共施設につきましてはそれぞれ昭和40年代に建築し、築年数は40年以上が経過し、それぞれ施設の老朽化、耐震強度の不足、ユニバーサルデザインに対応できていないなどの課題があります。また、これらの公共施設は、適度なエリアに集中しており、施設間の総合利用の利便性は高いものの、敷地が狭隘であるため十分な空き地、駐車場が確保できないことや、各施設が個別に整備されているため一体的な利用が図られていないことなどの課題もあると考えております。さらに、市庁舎周辺のエリアにおきましては郵便局や税務署、NTT、商業施設、金融機関なども集中しておりますが、歩行者空間や緑地、オープンスペースに乏しく、町の中心としての魅力に欠けている現状であります。

このような課題を解決し、総合計画に掲げる「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」を実現するためには、時代の要請に対応できる公共施設を再整備することが求められますが、各公共施設の敷地には余裕がなく、建てかえスペースの不足などにより各施設単独で実施することには限界があり、各公共施設が集積する市庁舎周辺エリアを公共施設ゾーンとして位置づけ、一体的な整備に取り組むことにより、人の交流が自然と生み出される場を提供し、機能的にも空間的にも町の中心にふさわしいコンパクトでにぎわいのあるまちづくりができるものと考えております。

また、市庁舎については、市の中心的な行政拠点として市民サービスの中核を担う施設であるとともに、災害時の防災拠点となることから早期の対応が必要であり、こうした公共施設ゾーンの円滑な整備を進めるために、本ゾーン内にある竹原合同ビルへ庁舎機能を移転することにより、庁舎跡地を含めたエリアにおいて主要公共施設の再整備に取り組むことが可能になると考えております。

なお、庁舎整備計画案としましては、耐震改修、新築、竹原合同ビルの利活用の3ケース、5パターンを設定し検討した結果、竹原合同ビルへの移転で、既存建物の改修と増築を行うパターンが最も適していると判断したものであります。このような公共施設ゾーンの再整備計画案につきましては、その考え方や取り組み方針を市議会庁舎問題調査特別委員会において説明をしておりますが、今後、広島県及び竹原商工会議所と協議を進めながら、同委員会に検討状況や進捗状況を御報告する中で、一定の御判断をいただきたいと考えております。

次に、竹原合同ビルは、広島県、竹原商工会議所と本市が所有している建物でありますので、竹原合同ビルを市庁舎として利活用する場合には、関係者の御理解と御協力が必要であると考えております。これまで広島県からは、平成21年度に竹原合同ビルの県所有部分が空き状態になることを契機に、地元自治体である本市にその利活用の照会があり、以後、さまざまな調整や協議を行っているところでありますが、現在、県において土地、建物の評価、積算等の精査をされているところであり、今後具体的な協議を進めるよう引き続き取り組んでまいります。

竹原商工会議所につきましては、公共施設ゾーン再整備計画案について、本市のまちづくりの一環として、その考え方や取り組み方針を御説明したところであり、今後も引き続き状況報告を行うとともに、竹原合同ビルの利活用に係る諸課題について協議を進めてまいります。

次に、公共施設ゾーンの再整備計画案につきましては、公共施設ゾーンとして位置づけたエリアにある主要公共施設の課題解決や本市の中心地区の将来のまちづくりを検討する中で、本ゾーン内にある竹原合同ビルを活用して庁舎機能を移転させ、庁舎跡地を含めたエリアにおいて市民館、図書館、児童館などの施設の再整備に取り組むことにより、コンパクトで個性ある市街地の特徴を生かしたまちづくりを目指し、取りまとめたものであります。公共施設ゾーンにおける公共施設の再整備に当たっては、町の中心にふさわしい市民サービスや市民の活動の拠点としての機能を十分に確保するとともに、可能な限り複合化、一体化を進めるなど、市民の多様なニーズに対応した利用しやすい施設を目指すこととし、今年度その基本構想を策定してまいりたいと考えております。

また、こちらの事業に係る関係費用につきましては、多額の予算が必要となることが想定されることから、現行の制度を基本として国、県等の補助金や地方債などの有利な財源を活用することで、一時期に集中する財政負担の平準化を図り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市のまちづくりと公共施設のあり方についての御質問であります。本市では第5次総合計画において目指す将来像を「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」とする基本構想を定め、この目指す将来像の実現に向けて、平成21年度から平成25年度までの5年間を住みよさ実感に向けた基礎固めと位置づけ、人づくりと個性づくりの2つの観点から、暮らしの質の向上を図るための各施策や交流人口の拡大から定住へとつながる施策に総合的に取り組んできたところであります。平成25年度をもって前期基

本計画の期間である5年間で終了するため、目指す将来像の実現に向けて社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するとともに、引き続き計画的、効率的にまちづくりを推進するため今年度後期基本計画を策定することとしております。

このようなまちづくりを推進する中で本市が所有する公共施設の多くは、建設からかなりの年数が経過していることから老朽化が進んでいる施設については、施設の維持管理や耐震性の確保などを踏まえ、施設の現況により必要に応じて耐震診断を実施するとともに、公共施設の整備、再配置等を含めた包括的、効果的な取り組みの方向性を定める必要があると考えております。特に、市庁舎周辺の公共施設ゾーンにおける主要公共施設については、各施設を個々に整備することは効率的ではなく、中・長期的な展望を視野に公共施設ゾーンとして一体的な整備に取り組む中で、市民サービスの観点から機能の連携や複合化、一体的な空間利用を図るなど、町の中心にふさわしいコンパクトでにぎわいのあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） わかりやすい御答弁ありがとうございました。

この問題に関して、今振り返ってみますとどうも計画が先走りして、周りがちょっとついてこれなかった面が見受けられるような気がいたします。市長におかれましては、恐らく商工会議所との毎月の話し合いの中で、こういったことは話されてきたんじゃないかというふうに思いますし、また今が計画段階がゆえ公表できなかったんじゃないかなということも察するわけでございますが、しかしながら、新聞記事として、ああいった記事がなされた。そこで多くの市民が戸惑っているわけでございます。

また、現合同ビルに関しては、一般の商工会議所会員も幾ばくか寄贈しているわけでございまして、そういった人たちからしてみれば、我々がつくって資金を出したのに何で話がないんだということが耳に入ってくるわけでございます。そういったところ、どうもそういった計画の不透明性がゆえに原因で、伝わってなかったのじゃないかなというふうな感じを持ってるわけでございます。

そこで、一つはっきりさせておきたい。今、現時点、そこに決定したのか、要するに合庁ビルに市の機能を移すことに決定したのか、いやまだ検討段階なのか、これをまずはっきりさせていただきたい。市民の皆さんは、もう決定したと思っているわけでございまして、そういったところの誤解から解いていきたいと思っております。御回答お願いいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） このたび、庁舎等あり方検討プロジェクトチームというのを昨年の4月に設置をいたしまして、市長御答弁申し上げましたように、本市の庁舎また市民館、福祉会館、図書館、こういった公共施設が抱えるさまざまな課題、その課題の解決に向けて、ちょうど市庁舎の近くにあります竹原合同ビルの利活用、この検討も含めてこれまで、昨年度検討を行ってまいりました。その検討内容につきましては、本年2月に市議会の庁舎問題調査特別委員会におきまして、計画案と申しますか、その方針について御説明をさせていただいたところでございます。

現在、これにつきましては決定されたのかというような御質問でございしますが、市といたしまして、今後の計画ということで御説明をさせていただいたというものでございまして、今後まだ、広島県、竹原商工会議所、竹原市、3者が所有する建物でございまして、この合同ビルの利活用につきましては、今後広島県、竹原商工会議所とも協議を進めていきまして、その進捗状況、またこの整備計画案の検討状況、さらに検討を進めてまいろうというふうに考えておりますので、そういったものをまた庁舎問題調査特別委員会のほうに御報告、また御説明をさせていただく中で御判断をいただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 要約しますと、まだ決定はしてない、計画中であるというふうにとらさせていただいてよろしいわけでございますね。

さて、ここで1つの誤解というんですか、これがほどけたような気がいたしております。さてそうした場合、これから一つ一つの道のりをくぐっていくわけでございますが、1つ気になるのがこの本庁舎の土地、ここはT氏、そしてS氏から市役所をここに建てられるのであればということで寄贈された土地のように伺っております。そういった人たちも含め、やはり公共施設のあり方についてどう考えているか。そういった説明あるいは議論あるいは意見を聴取する場、それを今後私は持っていくべきだと考えるわけでございますが、それに対していかがなものでしょうか、御回答お願いいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 今議員のほうからお話しございましたように、今庁舎が建っておりますあの敷地につきましては、これ市民館、福祉会館も同様でございしますが、御寄附をしていただいた土地と、それから購入させていただいたところとでございます。そ

の御寄附をいただいた際に、特にこういったことに活用というような、いわゆる指定をされて御寄附をいただいたということではございませんで、ただこれは今も庁舎として使わせていただいているわけですが、今後こういった公共施設の再整備を今計画をさせていただいているわけですが、市の公共施設の敷地として今後も活用させていただくというように考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ぜひ、そういった方々の気持ち、あるいはもっと市民の民意、これを取り入れていただきたい。やはり、一般市民納税者の方は、市庁舎ということになると、先ほども言いましたように、我々のシンボルだと、町のシンボルだという気持ちを持っておられます。その中で、計画自体がひとり歩きするというのは非常にナンセンスな問題であり、今後これからの検討委員会、プロジェクトチームを、事業として遂行していく以上、今後は商工会議所あるいはそうした寄贈していただいた方々、いろんな人の意見を取りまぜ、方針であるなら方針であるというふうなことでいいと思うんですが、きちっと説明して、了解を求めていくような行動が必要じゃないかと私は考えるわけでございます。

さて、ここで今市庁舎の移転のみでマキシマム約28億円ですか、の予算が積算されていますが、今現時点でこれら市庁舎のみならず市民館あるいは図書館あるいは福祉会館、ああいった全ての公共施設設備、これらの試算、これらを建てかえる、あるいは補強する、恐らく補強するということは今回の答弁書から見ましたら、ないんじゃないかなというふうに想像するわけですが、そういった試算は進められておられるのでしょうか。そういったところをお伺いいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 現在、市庁舎につきましては、やはり市の中心的な公共施設、またあるいは防災上の拠点というふうになりますので、まずは市庁舎を優先にして、そういった計画案を検討いたしまして、その費用につきましても試算をさせていただき、御説明をさせていただいてるところでございます。

その他の公共施設につきましては、今時点で詳細に積算をしているわけではございませんが、全体像といたしましては、この市庁舎の近くにごございます竹原合同ビルを公共施設ストックの有効活用というような観点から、そちらの利活用を検討するということがよりベターであるというふうな考えのもとで、この公共施設ゾーンの整備計画案というものを

検討しているところでございます。

こういった竹原合同ビルへ庁舎機能を移転した上で、この庁舎跡地を含めたエリアを公共施設ゾーンというような形で位置づけまして、市民にとって親しみやすい、あるいは利用しやすいというような施設の再整備に取り組むことについて本年度検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。

我々、例えば一企業して大きなプロジェクトをなす場合は、全体的なトータルコストを算定してかかっていきます。要は、全体的なコストに対して総予算でどれぐらい見とけばいいか。そして、その中で今やるべきことは何なのか、何から順位を立てていくのか、そういうふうなことで一つ一つのプランを実現していくわけでございます。そうした中で、私が言いたいのは、新庁舎だけではなく一般市民納税者が利用する公共施設、全てもう40年以上の築年数を迎えているわけでございますので、こういったものを含めた上での、まず総試算の洗い出し、それから、じゃその中で何をやっていくかということ順序立てて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思ったわけでございます。

そうしてみますと、例えば一つの案として、合同ビルに今移設という案がある。そこに全く機能を移すのであれば、ちょっとした増築が必要なかもしれない。その増築に対して2億5,000万円ですか、試算されておられます。しかしながら、ある程度機能を分散化させていくという考えでいくならば、そういった増築分の2億5,000万円も削られるんじゃないでしょうか。簡単に2億5,000万円と一口に言いますが、大きな金額だと思います。トータル的に物を見たら一つ一つが削減できるものがあるかなと思うんです。そういったところを今後の全般的な公共施設のあり方に対して、踏まえて入れていただきたいなというふうに思うわけでございますが、それに対していかがにお思いでしょうか。御回答をお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 現在検討をいたしておりますこの公共施設ゾーンの再整備計画案に伴いまして、トータルコストとしてどのように積み上げていって、そうした中で経費の節減も図っていくべきではないかというような御提言だというふうに思います。おっしゃられますように、こうした施設の整備、再配置というようなことを検討する上におきまして、やはり財源的な面というのは非常に重要であるというふうに考えております。一時

期に多額な経費がかかるというようなことも計画の中ではあろうかと思えます。そうした中で、やはり我々としても、これは市民の税金を使わせていただいて整備をしていくということになろうかと思えますので、やはり節減には努めていかなければならないというふうに考えております。そういった面から今後も検討してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。

おおむね答弁書に書かれておられました内容に関して、私は本当にありがたいなというふうに、ある意味理解しております。とにかく、何度も言いますように、竹原市は広島県のど真ん中、中央に位置しています。飛行場があり、海があり、歴史があり、本当にコンパクトで住みよい町だと私は自負しております。そして、今後道州制ということがしかれた場合、中国5県のうち広島県が大きなウエートを占める。その中において竹原市という地の利、これはやはり我々竹原市民が誇りに考え、どうあるべきかということ胸に刻む必要があるんじゃないかというふうに考えております。そうした中、決して焦ることなく、やるべきことをやって、より住みよい、より充実した町にしていく、これが私は竹原市においては最も必要じゃないかというふうに考えております。

最後の質問にさせていただきます。

現在、竹原市の抱える計画がやっと動き始めました。そうした中、この年末の市長選挙、1つの節目を迎えようとしております。ある意味ここに答弁されていた内容の確認になると思えますが、そこに臨んで、答弁書に述べられたように、25年度で前期基本計画が終了し、今年度基本計画を策定されることにしておられるということは、そして公共施設においても機能の連携や複合化、一体的な空間利用を図るなど、町の中心にふさわしいコンパクトでにぎわいのあるまちづくりに取り組んでいきたいというお考えを示されたということは、市長、来期も続投されるというふうに私は考えてよろしいでしょうか。小坂市長、お答えをお願いいたします。

はい、いいです。答弁なくていいです。

議長（稲田雅士君） 答弁いいですか。

以上をもって山村道信君の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成25年第2回定例会議における一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、疲弊した地域経済再生を目指した経済対策としての財源確保のための地方公務員給与削減方針については、全国的に対応が分かれているところであります。

1つは、交付税削減は地方自治の精神に反しており、まことに遺憾。自治体の給与は自治体が主体的に決定すべきであり、政府方針には従わないという茨城県常総市の高杉徹市長に代表される立場です。県内では府中市がこの立場に立っています。常総市の交付税削減額はおよそ6,000万円に上る見通しと言われていますが、市長給与を5割削減するなど、独自の行財政改革で削減分に見合う財源を確保して、市民サービスを低下させないことを市長は明言されています。

2つ目は、広島県のように職員給与削減の調整は地方自治の趣旨にそぐわないが、住民サービスを低下させないためには削減もやむなしとして、6月議会に給与削減関連条例改正案を提出する立場です。

3つ目は、三重県桑名市の伊藤徳宇市長のように、職員組合との合意は得られていないが、給与削減か市民サービス低下かを迫られれば、給与削減はやむを得ないという苦渋の選択をして、6月議会に給与削減のための条例改正案を提出する立場です。

4つ目は、いまだに立場を明確にすることをせず、他市町の状況を慎重に見きわめた上で判断する立場です。

私の予想では、竹原市においても今6月定例会に条例改正案が提出されるだろうと思っていたところでありますが、一般質問提出時には条例改正案が提出されていません。そこで、竹原市におけるこれまでの取り組み経過と今後の対応について、市長にお尋ねさせていただきます。

2番目といたしまして、昨年は市長の悲願であった地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づいて策定した竹原市歴史的風致維持向上計画が6月6日に認定されるとともに、歴史的建造物群保存地区指定30周年という記念すべき年でありました。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第3条は、地域における歴史的風致

の維持及び向上を図るため、歴史的風致維持向上計画、その他の都市計画の決定、景観法の整備に関する事業の実施、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないことと定めており、今後美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会を実現し、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することが求められることになりました。

また、景観法は、第3条、第4条、第5条、第6条においてそれぞれ国、地方公共団体、業者、住民の責務を定めています。このことは、町並み歴史的風致の維持・向上に関する私権制限等住民協働の厳しいルールづくりが求められていることを意味していると思われまます。

町並み保存30年の成果と課題をどのように把握し、文化財保護法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を踏まえて、今後どのような施策展開を構想し、町並み、歴史的風致、景観を修復、保全するための行政、住民、業者協働のルールづくりと人づくりを進め、景観法第8条第1項に規定する景観計画の策定に至ろうとされているのか。その工程をお示し願います。

3番目といたしまして、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2025年の竹原市の人口総数は2万4,593人と推計されており、2010年度比で4,051人、率にして14.1%の減少となっています。その内訳は、ゼロ歳から14歳までの年少人口が2,278人で、991人、率にして30.3%の減少となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口が1万2,468人で、3,485人、率にして21.9%の減少となっています。65歳から74歳までの老年人口が3,441人で、951人、率にして21.7%減少していますが、75歳以上の老年人口については逆に1,376人、率にして27.4%増加する6,406人となっています。なお、65歳以上の高齢化率は32.9%から7.1ポイント上昇する40.0%となっています。

また、2030年の人口総数は2万3,079人で、2010年度比で1,185人、率にして36.2%の減少となっています。その内訳は、ゼロ歳から14歳までの年少人口が2,084人となっており、1,185人、率にして36.2%の減少となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口が1万1,762人となっており、4,193人、率にして26.3%の減少となっています。65歳から74歳までの老年人口が2,916人となっており、1,476人、率にして33.5%の減少となっていますが、2025年同様、75歳以上の老年人口については1,289人、率にして25.6%増の

6, 319人となっています。なお、65歳以上の高齢化率は2020年と同水準の40.0%となっています。

さらに、2035年の人口総数は2万1,565人で、2010年比で7,079人、率にして24.7%の減少となっています。その内訳は、ゼロ歳から14歳までの年少人口が1,975人となっており、1,294人、率にして39.6%の減少となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口は1万955人となっており、4,998人、率にして21.9%の減少となっています。65歳から74歳までの老年人口は2,806人で、1,586人、率にして36.1%減少することになりますが、75歳以上の老年人口については799人、率にして15.9%増の5,829人となっています。高齢化率は、2025年、2030年と同様の40%となっています。

最後に、2040年の将来推計人口は2万92人となっており、これを2010年比で見ると8,552人、率にして19.4%の減少となっています。その内訳は、ゼロ歳から14歳までの年少人口が1,917人となっており、2010年比で1,352人、率にして58.6%の減少となっており、他の年齢階層に比べて突出した減少傾向を示しています。15歳から64歳までの生産年齢人口は1万人を切る9,986人となっていますが、総人口に占める生産年齢人口の構成比も初めて5割を切る49.7%となるものと推計されています。年少人口、高齢人口等にかかる教育、社会保障の負担が生産年齢人口層にずしりと重くのしかかることとなります。まさに働く世代の1人で年少人口、高齢人口の1人にかかる社会的コストを担わなければならないという肩車型社会に突入することとなります。65歳から74歳までの老年人口は2,918人となっており、1,473人、率にして33.5%減少しますが、75歳以上の老年人口については241人、率にして4.8%増の5,271人となっています。75歳以上の後期高齢者世代だけがふえ続けることとなります。

今年竹原市は市制施行55周年という記念すべき年を迎えましたが、発足当初から高齢化社会に突入しており、少子・高齢化に人口減少も国、県の水準をはるかに超えたスピードで進んできました。27年後の2040年の姿を将来推計人口を用いて示させていただきました。その上で、次の諸点について市長の御所見をお伺いします。

1、税収の動向と財政運営のあり方について。

2、公の施設のあり方並びに市内各保育所、幼稚園、小・中学校の2010年比の2030年、35年、40年の各学年別就園、就学児童・生徒の推計値についてお示しを願

たいと思います。

3番目といたしまして、少子化・子育て支援、移住者確保対策についてお尋ねをさせていただきます。

4番目といたしまして、生産年齢層確保対策についてお伺いをさせていただきます。

5番目に、高齢者対策（医療、介護、老人福祉対策）についてお尋ねをさせていただきます。

最後に、地域産業対策について御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

3点目の御質問については、副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、国家公務員の給与は東日本大震災の復興財源に充てるため、平成24年度及び平成25年度の2年間、特例として平均7.8%減額されることとなりました。国家公務員の給与減額を地方公務員へ波及させることにつきましては、同法律の附則において地方公務員法と同法律の趣旨を踏まえ、自主的かつ適切に対応されるものとするとの文言を規定しておりましたが、政府は平成25年1月24日に公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定し、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、あわせて平成25年度の地方交付税を削減することが決定されたところであります。

本来、地方交付税は地方固有の財源であり、これを給与削減要請の手段とされることは、地方の自主自立性を阻害するものであり、大変遺憾であります。地方交付税削減の影響が事務事業の中止や延期など、市民サービスの低下につながることは避けなければなりません。本市ではこれまで市民や職員の理解を得る中で事務事業の見直し、職員の定数削減や給与の適正化などの行財政改革に積極的に取り組んできたところでありますが、このたびの地方交付税の削減については、市の自助努力だけでは賄い切れない状況にあります。また、国の給与水準との比較指数である本市のラスパイレス指数は、近年高い水準で推移しており、ラスパイレス指数のあり方をめぐるさまざまな課題、問題点はあります。

が、この適正化に向けた取り組みも進める必要があります。これらのことを踏まえ、またこの問題に取り組む県内の地方公共団体の動向を勘案し、総合的に判断した結果、緊急かつ例外的措置として本市の職員給与の減額措置を実施することとし、職員組合と協議を行っているところであります。このたびの職員給与の減額措置など、職員の勤務労働条件にかかわる事項については、労使合意を基本に執行すべきものと考えておりますので、引き続き実施に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問についてであります。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称歴史まちづくり法は、地域の歴史、建造物及び伝統を反映した人々の生活や活動が営まれることにより、地域固有の風情、情緒等を醸し出すとともに良好な環境を維持、向上させ、後世に継承していくために平成20年11月4日に施行されました。本市においては、町並み保存地区を中心とした重点区域を設定し、その区域の歴史的景観を維持及び向上させる総合的かつ一体的な計画として、竹原市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成24年6月6日に国から認定を受けたものであります。

町並み保存地区は、昭和57年に国から重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、竹原町並み保存会が中心に積極的に防火活動の実施や保存会だよりの発行などの保存活動を展開するとともに、市の事業としては歴史的建造物の修理事業や歴史的建造物に調和させる修景事業、文化施設の修理、指定、公開、街路整備事業を実施してきたところであります。また、民間の協力による電柱のセットバック、電話線の地中化や町並み保存地区の価値を引き出すイベントの実施などによる保存、活用、景観向上など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

このような取り組みの成果として歴史的建造物が多く残った町並み保存地区は、「歴史文化のまち たけはら」を象徴する場所として位置づき、多くの来訪者が訪れる観光地として成長し、テレビ、映画などのロケ地となるなど、竹原のまちづくりに大きく貢献してまいりました。しかしながら、選定から30年経過した町並み保存地区は、少子・高齢化が進み、平成25年4月1日現在の高齢化率は47.09%となっております。高齢化の進行に伴い、町並み保存地区及び周辺部において福祉施設等への入所、親戚宅への転出、多額の維持管理費の負担などの理由から適切な管理がされていない建造物がふえており、連続性のある町並みとその魅力を後世に伝える上で大きな課題となっております。

歴史的な景観を守るためには、多くの方々が町並み保存地区の保存の意義と可能性について共通認識を持ち、それぞれが役割に果たしながら取り組みを進めていくことが重要で

あると考えております。その一環として、現在平成21年度から平成23年度に実施した伝統的建造物群保存地区見直し調査を踏まえ、中・長期的視点で後世に継承するための保存施策の骨格となる町並み保存計画の見直しを進めているところであります。加えて、認定を受けました竹原市歴史的風致維持向上計画に基づき、小公園整備事業、市重要文化財の森川家住宅等の歴史的風致形成建造物の保存修理事業、歴史文化交流施設の整備に伴う検討事業などを効果的に進め、歴史的景観の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、景観法であります。我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に平成16年度に制定されております。

また、歴史的な景観を守っていくためには、住民、行政、業者のルールづくりは重要であると考えております。景観法に基づき広島県と協議を進め、知事の同意を得て景観行政団体になることができ、景観保全のために建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを盛り込む景観計画を定めることができます。

このような規制をかける上で、住民を初め多くの皆さんが町並み保存地区及びその周辺部の特徴と価値づけ、そして計画を守っていく重要性を認識した上で、規制のあり方を検討していくことが重要であると考えております。規制等のルールづくりには、それを支える土壌づくり、人づくりが最も重要であり、一定の手順のもとにどのような内容にするかをしっかりと議論をしていくことが必要であります。そのような観点から先進地事例を調査研究しながら地区住民の皆様の意見を聞き、本市の実態に合ったルールづくりなどの検討を進め、これらを踏まえた景観計画の策定を努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、3点目について私のほうから答弁を申し上げます。

我が国の人口は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返して、平成23年には大きく減少し、とりわけ広島県も含めた地方において減少の傾向が強まっております。また、少子・高齢化については、平成23年には高齢化率が23.3%となり、今後もさらに上昇していくものと予想されております。本市においても昭和55年の3万6,895人をピークに人口減少が続いており、平成25年5月末現在では2万8,523

人、高齢化率は34.16%となっており、国や県よりも少子・高齢化が進んでいる状況があります。

今日の我が国の人口減少、少子・高齢化は、1970年代から始まった出生率低下により生じたものであるとされているところであり、人口減少や少子・高齢化に対する対策につきましては、まずは国において抜本的な施策を講じることが必要であります。本市においても市外への人口流出に歯どめをかけることを初めとした地域の特性を生かしたさまざまな対策を講じていく必要があると考えております。

こうした中で、本市における税収の状況は、人口減少、少子・高齢化への移行や長引く経済不況などによる市民税の減少に加え、地価の下落や設備投資の減少による固定資産税の減少など、歳入の根幹である市税は年々減少しており、今後も地方税制度の改正等による税財源の充実強化がなければ厳しい状況は続くものと見込んでおります。このような厳しい状況の中においても、住みよさを高めるための重点施策や事業の方向性について検討を行い、選択と集中により本市の個性を生かしたまちづくりを推進するとの観点から、有利な財源を活用しながらさまざまな課題解決に取り組んでまいりました。

今後においても社会保障関連や公共施設の老朽化に伴う維持管理などに係る経費の増加が見込まれることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組むとともに、市民ニーズや地域の課題などに的確に対応し、暮らしの質の向上や交流人口の拡大に向けた施策を推進することで市民満足度の向上を目指し、本市の個性を生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公の施設のあり方についてであります。本市の公共施設は高度経済成長期に建築されたものが多く、老朽化も進んでおり、今後大規模改修や建てかえといった更新時期を集中的に迎えることから、財政運営上の大きな負担になると認識しております。このことから、引き続き変化する社会構造や行政需要などに適応し、健全で持続可能な行政運営を行うためには、保有する資産に関して管理運営の見直しや処分、効率的、効果的な利活用など、全体的な最適化を図る必要があると考えております。今後は、公共施設マネジメントに関する研修会への職員派遣や先進地の事例を参考にしながら、効率的な公共財産の運用に向けて適切な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、市内各保育所、幼稚園、小・中学校の就園、就学児童・生徒の推計値についての御質問ですが、国立社会保障・人口問題研究所の数値については、出生と死亡のみを考慮して推計した5歳刻みの人口と承知しております。本市については、平成37年度

までの保育所、幼稚園、小学校区単位の児童数を推計しております。平成23年度と平成37年度を比較すると保育所は521人が352人、率にして32.4%の減少、幼稚園は206人が137人、率にして33.3%の減少、小学校は1,065人が764人、率にして28.3%の減少になるものと推計しているところであります。

次に、少子化・子育て支援対策につきましては、第5次総合計画前期基本計画において子育て環境が充実し、安心して子供を産み育てることができるを目指す姿とし、次世代育成支援地域行動計画の推進、地域における子育て支援、保育所等の適正配置と保育サービスの充実、母性や乳幼児等の健康の確保及び増進の4つを基本方針として定めています。

また、その第5次総合計画の部門計画として、施策のより具体化を目指す役割を持つ次世代育成支援地域行動計画では、計画の将来像を「心もからだもすくすく育ち、ふるさとと愛が育つまち」、理念を「みなのが輪をつなぎ、子どもと子育てをささえあいまち」を掲げ、7つの目標に21の項目を設定し、103の具体的な取り組みとしての施策、事業を設定し、取り組みを推進しています。

具体的な事業といたしましては、特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断された人に対し治療に必要な費用の助成や、歯科健診を受ける妊婦に対し費用の全額助成など、そのほかにもこれまでの4年間で新規または拡充してきた妊婦券健康診査等支援事業、第3子以降保育料負担軽減事業、延長保育事業などを継続して実施しており、子育て世代をサポートしていく取り組みの充実に努めているところであります。

加えて、国においては平成24年8月に、いわゆる子ども・子育て関連3法が可決成立し、その関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が最短で平成27年4月から実施されることが見込まれています。この新たな制度は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ、利用者が利用しやすい施設が求められていることや、都市部で待機児童が存在する一方で、子供の減少により保育の場がなくなった地域があること、家庭や地域での子育て力が低下していることなどの諸課題を改善し、さらに子供を産み育てやすい社会となることを目指して、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を主な目的としているものであります。

このことから本市においても新制度への移行に先立って、子ども・子育て支援に関する市民の皆様のニーズを十分に把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの意見をお聞きしながら、国が定める基本方針に基づいて地域の保育需要等を踏

まえた子ども・子育て支援事業計画を策定し、少子化・子育て支援対策を積極的に進めてまいります。

次に、次代の竹原市を担い、地域力を高めるためには大きな役割を果たす生産年齢層の確保や移住者の確保対策につきましては、取り組まなければならない課題の一つと認識しており、人口流出の抑制やU J I ターンの促進など、若者の定住対策と安心して子供を産み育てることのできるまちづくりを推進することが大切であると考えております。この間、積極的な企業誘致活動による竹原工業流通団地への企業立地や新開区画整理事業等の推進による小売店舗の進出など、雇用の場の確保に努めるとともに、道の駅たけはらの開設やアニメ「たまゆら」等の効果を生かした施策の展開による交流人口の拡大などに取り組んでまいりました。

本市としましては、引き続き地元企業の積極的な雇用の促進と関係機関と連携した企業誘致活動を展開し、働く場の拡充を図るとともに快適な住環境の整備や福祉、医療、教育を初めとした子育て環境の充実など、若者が住んでみたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりに努めてまいります。

次に、高齢者対策についての御質問であります。本市の平成25年5月末現在の高齢化率は34.16%であり、平成24年度から平成26年度にかけて団塊の世代が65歳を迎え、ますます高齢化率が上昇していくことが予測され、さらに平成37年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、医療や介護のニーズが高まること、また認知症高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、将来を見据えた高齢者施策の展開が求められております。

また、厚生労働省が公表している平成22年度の国民医療費の概況によると、75歳以上の1人当たりの医療費は約87万9,000円であり、65歳未満の約16万9,000円と比べて約5倍の金額となっており、今後もさらなる財政的措置が必要となり、超高齢社会でも安定的な財政運営が図られるような仕組みづくりが課題となるものと考えております。

このような状況の中、高齢者に対する医療については、誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制を図るために、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及びその結果による保健指導の実施が医療保険者に義務づけられたことに伴い、これまで健診体制の整備、拡充や人間ドック事業の実施、がんの予防と早期発見、早期治療、ジェネリック医薬品の使用

促進等を実施することにより、医療費の伸びの抑制を図りながら、被保険者一人一人が安心して医療サービスを受けられ、健康で幸せな日々を過ごしていけることを目指しているところでもあります。

これらの事業の実施により特定健康診査で見ると、事業を開始した平成20年度は20.3%であった受診率が平成23年度では22%と年々増加し、がん予防の取り組みでは平成21年度8名、平成22年度9名、平成23年度9名が検診後のがんと判明し、早期治療につなげ、ジェネリック医薬品の使用促進については、平成23年12月からジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知を行う中で、平成24年12月までの削減効果は約1,400万円となっております。これらの事業をいずれも継続していくことで、医療費の伸びの抑制につながるものと考えております。

次に、高齢者に対する福祉については、本市は平成24年3月に竹原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところでもあります。

また、今後の施策として認知症の対策を重点的に取り組むべき項目と考えており、本年度は介護予防事業に認知症予防の内容を加えて実施し、認知症は加齢とともに誰もがなり得る可能性がある病気であるという正しい理解の啓発とともに、予防に関する取り組みを行っているところでもあります。具体的には認知症予防のプログラムを組み込むこととした介護予防事業「いきいきはつらつ教室」及び市内の医師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、栄養士等と連携した認知症予防講座の開催、認知症の最新の相談窓口を掲載したリーフレットの配布などを行うものであります。

なお、介護予防事業に関して特記すべき点は、65歳以上の第1号被保険者のうち、要介護、要支援の認定率につきましては、平成17年度の22.4%をピークとしておおむね横ばい、微減状況が続いているところであり、このことは平成18年度から介護予防事業の取り組みが始まるまで認定率は上昇傾向にあったことを踏まえ、本市のいきいきはつらつ教室など、介護予防事業の取り組みが要介護、要支援状態となることを防ぎ、また要介護、要支援状態になったとしても、その時期をおくらせている効果があるものと考えられます。

本市といたしましては、このように健康づくりや介護予防事業の取り組み、安心して在宅生活を続けていただくための支援、介護保険サービスに係る基盤整備の充実などの高齢

者対策に取り組んでいるところであり、今後においても医療や介護が必要となっても、住みなれた地域で暮らし続けたいという願う高齢者の希望に応えられるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域産業対策についてであります。少子・高齢化による人口減少、とりわけ生産年齢層の減少に伴う労働力人口の減少は、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があることから、若者、女性、高齢者等の働く意欲と能力を持つ全ての人の労働市場への参加を実現するための仕組みづくりが必要であると考えております。市としましては、これまで子供たちの就業意識の向上のためのキャリア教育や高齢者の能力を生かすシルバー人材センターの支援、さまざまな職場においてあらゆる人々が個性と能力を発揮しながら働くことができるようワーク・ライフ・バランスの推進に努めているところであります。

今後におきましても、企業、ハローワーク、関係機関との連携を密にし、若年層の定着、女性や高齢者、障害者の雇用促進を図るとともに、労働者が安心して働き、豊かな生活が営めるよう安定した労働環境の整備充実を図ってまいります。

本市におきましては、総合計画において目指す将来像に「住みよさ実感」を掲げており、とりわけ市から転出する人口に歯どめをかけるとの観点から、本市の持つ自然環境や歴史文化、コミュニティーなど、持てるもの、いわゆる底力を発揮し、暮らしの豊かさなどを高めることで住み続けたい町を目指すとともに、訪れたい、住んでみたい町に向け、交流人口の拡大から定住につながる施策に取り組むこととしております。人口減少や少子・高齢化に対する対策は、特定の施策により解決できるものではなく、いろいろな施策の組み合わせにより総合的かつ中・長期的な視点に立ち、継続して取り組んでいくことが大切であると考えており、引き続き元気で住みよい竹原市づくりへ向け、住みよさ実感の基礎固めをさらに強化する観点から、これまで進めてきた主要な事業を継続しながら、さらなる充実を図っていくため子育て支援や高齢化対策、安全・安心づくり、地域振興を重点課題として必要な事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、終わります。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） まず、第1番目の件についてでございますが、交渉事でございますので、ひょっとすると微妙な時期といいますか、時期的にというようなこともあろうかと思っておりますので、あえて再質問はさせていただかないことにさせていただきたいと思っております。しかし、いずれにしてもこうしたことにつきましては、特に公務員に対する最近の市

民感情とか国民感情等を踏まえれば、やはり市民の共感といたしますか、そうしたものが得られる時期というものがあろうと思うわけです。そうした意味では、改めて私のほうからも労使の早急なる合意の形成に向けての、ある意味で言えば不眠不休の努力の要望をさせていただきたいと思えます。

それで、2番目の質問ですけれども、私自身は、私のこの問題意識としては、昭和57年に竹原の町並みと愛媛県内子町が同時に伝建地区の指定を受けたわけです。確かに、市長の答弁にもありますように、私は県内的に言えばかなりの定着を見てきたといえますか、というようなことは評価をすべきだと思つてのわけです。全てを否定したり全肯定をするというのも、ある意味でいえば政策の形成につながりませんから。やはり、成果は成果と踏まえつつ、今日段階における今後の町並み保存というものをどうしていくかということを考えてみる必要があると思うわけです。

それで、重複するかもしれませんが、愛媛県の内子町は同じ年に同じ月に同時にスタートを切りながら、ある意味でいえばナショナルブランドとしての位置を確立しとるわけです。そうしますと、出発点が同じでありながら、なぜ内子と竹原がここまでの差がついたのかということについて、私は今日段階、真剣に分析をし、そして共通の理解といえますか、それに立たなきゃならないと思うわけでありますので、その点につきましてどういうふうに認識をされておられるのか、担当課長のほうの答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（堀信正純君） それでは、町並み保存の認識というような観点から回答させていただきたいというふうに思えます。

町並みは、歴史文化の町たけはらを象徴する場所であるとともに、郷土のために努力を重ねてきた先哲が住居を芸術の域にまで高め、後世に残してほしいと託した財産であるというふうに考えております。この町並みにつきましては、先人の意思や努力の積み重ねのたまものであり、住居は今も人が住んでいるからこそ、店は昔と同じように営業しているからこそ昔の雰囲気醸し出せる、これが本市の強みであり、訪れた人々に懐かしさや癒やしを感じさせ魅了してきたことで、年間およそ30万人の観光客を受け入れております。保存において最も重要なのは、住民、来訪者のそれぞれが竹原に来てよかった、住んでよかった、もっと知りたい、もっといたい、誇りを持って住めると思える保存施策や活用にみんなが知恵を出し合い、役割を担うことが重要であるというふうに考えております。

す。そのためには、住民、来訪者それぞれが町並みの歴史的背景、特徴、価値を共通認識し、町並みを後世に残す将来像を描くことが必要不可欠でございます。将来像を実現するために、保存施策、役割分担、ルールづくりについてみんなの知恵と力を結集し、後世に伝える町並みとして磨いてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 先般、同僚議員、私含めまして4人で視察に行ってきました、妻籠のほうへ。それで、ある意味で言いますと、憧れる人といいますか、我が国における町並み保存による観光振興、そしてそれによって町を再生させたという方でありまして、この小林俊彦さんの取り組みというものがなければ、文化財保護法における伝建地区の指定規定は、恐らくは生まれていたとしても10年、20年おくれたんじゃないかというぐらゐの実績を残された方なんです。それで、いろいろお話をさせていただきまして、実は意外なことをお知らせいただきまして、実は伝建地区の指定を受ける前に、2度ほど竹原市からの要請を受けて指導、助言に来られたそうであります。二、三の方のお名前もまだ、名前は思い出しておられませんでしたけれども、そうしたいきさつ等がありまして、木名城跡とか横大道古墳、道なき道を引っ張り回されたといいますか、というような形で随分苦勞をしたというようなことでして、同じまた全国町並みゼミナールといいますか、これとかの関係もありまして、非常にトップランナーとしての信念とか連帯感というのが非常に強いんです。例えば頼家を公開せんと、なかなか竹原の町並みもしんどいかもわからんというようなことも、いろいろお話をされておられました。

そこで、実はもう一つ言いますと、何年か前に小布施のほうへ視察に行きました。それで、ここも非常に全国的に有名なといいますか、まちづくりのある意味でいえばモデルのような町でありますけれども、例えば妻籠の小林さんのすごさというのは、実は町営とそれから妻籠を愛する会の、3つ駐車場があるんですけど、この町営公設の駐車場使用料収入をもって町並み保存をするようにしとるわけです。それで、実は妻籠は本当に狭いところでして、特に江戸時代に中仙道の宿駅制度といいますか、これで成長してきたところですから、明治維新また昭和戦後になっても非常に近代文明から取り残されて、まさに村が地図から消えていくという危機感の中から、実は妻籠の再生運動が始まるんですけども。それで、そうした中で妻籠の町並みを保存していくための経済的な仕組みというのを、根拠というのをつくり上げとるんです。それで、やっぱり今の小布施の市村良三

ん、町長ですけど、観光カリスマにもなりましたけれども、やはりこの人も町並み保存とか、そうしたものを修景していく上においては非常に金がかかると、ですからそのところの経済的な仕組みというものをうまく組まないと、なかなか町並み保存の成果も上がらないし、それを持続させていくことは非常に難しいのではなかろうと、こういうふうな問題提起をされておられるわけです。

それで、私かつて町並みを担当されておられた、今お亡くなりになりましたけれども、大田先生からお聞きしたことがあるんですけども、奈良本辰也さんなんかもやっぱり竹原に来とるんです。お亡くなりになりましたよ。それで、1つは、町並み保存というのが一つの地域再生の手法として成功したというのは、1つは学者とかジャーナリズムの支援なんです。特に妻籠にしても、足助なんかでもそうですけれども、非常に全国的にも、またローカルのにもいろんなものが取り上げて、さしてキャンペーンを張ったりとか、そうしたことをしなくても学者とかジャーナリズムがそれを持ち上げてくれてナショナルブランド化していくということです。

そうしますと、伝建地区の定期大会もあるんでしょうけれども、例えば全国町並みゼミ、これなんか非常に全国から集まって実績を上げとるわけです。例えば新潟県の村上市の吉川真嗣さんという方が、やっぱりこの方も観光カリスマになりましたけれども、この方は会津の若松白虎隊というのがあるんですけども、五十嵐大介さんという方がおられるんですけども、この人もお亡くなりになりましたけれども、この人との出会いによって今の新潟県の村上市の黒壁プロジェクトによる再生、これも全国的なブランド化になっていっとなるわけです。

そうしますと、私はやはりもう一度原点に戻って、そうした、まず人材育成のための全国的な実践を積んでおられる、またそれに対していろいろな適切なアドバイスができる学者、文化人等も含めた、ジャーナリズムを含めた、そういうところへ積極的に職員なり、あるいは観光協会でも保存会でもいいんですけども、そうした関係者の方にもぜひともそういう交流の場へ出て行って、みずからの感性とか、また外へ行って訴えていく論理性とか知性とか、これを磨かんとなかなか、県内的にはなるほどなとすぐわかってくれるし、全国でも例えば伝建地区の指定の方々にはわかってもらえるんだけど、しかし見るところから見ると、せっかくあれほどいいものがありながら、少し宝の持ち腐れなんじゃないかなと、十分に生かし切っていないというのも、私は全国的な評価ではなかろうかと思しますので、ぜひともそうした職員とか、とりわけ町並み保存運動というのは住民が主

役にならなければなかなかうまく機能しませんから、そうした関係者も含めて何とか交流の場へ出ていけるような財政措置とか、そういう仕組みというものをぜひともおつくりいただきたいと思いますけれども、担当課長なり担当部長のほうで答弁できるところでよろしいので、答弁お願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 職員育成にかかわる御提言をいただいておりますが、この間、同様の職員育成にかかわる先進地視察等への派遣の御助言、御提言というものは多くいただいております。町並みにかかわります事業推進にかかわりましては、現在文化生涯学習室のほうを担当しております、所管しております伝建協でありますとか、観協等には定期的な参画をさせていただいているところでございます。さまざまな場面で観光また文化振興、歴史保存という観点で職員の育成また業務推進というのを図る必要がございますので、機会のある限りそのような場面へ出向きまして研さんを積むということを今後も進めてまいりたいというふうに考えています。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） それと、とりわけ行政サイドにおける町並み保存の人材の話、実は小林さんと話しされておられてぽっと出たんですけれども、小林さんのほうから。やっぱり町並み保存運動を進める上において、行政では定期的な人事異動があるんです、実は内子の岡田文淑さんも途中人事異動で担当を外されとるんです。そうしますと、そこら辺の町並み保存にかかわる行政の担当部署の人事配置等々が相当大きな意味を持つというふうにおっしゃっておられました。もし、岡田さんが引き続き担当しておったら内子もまだまだよくなっていたかもしれないというようなことでしたので、これは御答弁いただこうと思いませんけれども、そうしたことも踏まえて、ひとつ御検討のほうをお願いをしておきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、3番目の超少子・高齢化社会によってもたらされる人口減の問題です。

私は、例えば今の横浜の子育て支援方式がいいということで、安倍内閣全国へ波及させるようでございます。実は、地域包括医療とかというのも岩手県の沢内村から、それから御調町へ広がって、それを国のほうに取り上げたということなんです。といいますのは、やはり地方でそれが成功したケースというのは、やっぱり問題意識から、熱意から全然違うんです。それを政府がある意味でいえば、そういう知恵とか経験をばくって、予算はあ

りますから、予算をとる権限はありますから、それで全国へばらまいても、なかなか効果的な政策にはなり切っていないというのが現実じゃろう思うんです。

例えばこの間、緊急雇用対策でいろいろやりましたけれども、確かに一時しのぎにはなりますが、それが根本的な失業問題とか非正規の問題の解消にはほとんど役に立っていません。ですから、私前から申し上げてきましたように、ナショナルミニマムとしての政策と、例えば竹原市固有の問題、これを解決していくときにはそれを上乘せをする形での、竹原市が抱えている問題を解決するためのシビルミニマムを設定して、そこへ財源も人材もつぎ込むということをしないと根本的な問題にはならんじゃろう思うんです。

そして、そういう問題意識に立ってされたのが、下條村にもお伺いして、実は下條村では町や村の視察は受け入れるけれども、市のほうの視察はお断りしますということじゃったんですが、事務局のほうが一生懸命頑張ってくれて、資料をいただくだけのことだったんですけれども、実は下條村に宿をとりまして、それがきいたのかどうかわかりませんが、1時間ほど説明をしていただいたんです。それで、私実は率直に聞いた、こういう人間なもんで、私も実は行政職員の経験もあると、いきなり村長がそこまでやったときは大変だったでしょうて言うたんです。やっぱり大変じゃった言ようたです。それで、いつごろからですかね、村長と職員がそういう問題意識を一つにするというか、心を一つにするかというて聞いたんです。心が一つになつてくることはないとおっしゃいました。しかし、とにかく村長がワンマンですからと、うちの村長ワンマンですよと、こうなんです。それで、それが嫌々ながらじゃないんです。総務課長さんが対応してくれたんですけど、非常にそれを誇りにしとるといいますか、なかなか近代的な労使関係とか、そういう形の中ではなかなか理解が得られんかもわかりませんが、しかし、そのかわり浮いた財源は徹底的に住民の生活コストの削減へ注ぎ込むんだと、こういう話なんです。私は、誰のための財政なんかということを強く教えられました。

それで、泊まったホテルでも翌朝、ゴルフへ来とる人と一緒になってお話をしたんですが、そこのおかみさんも非常に村長さんを自慢にしとるといいますか、実は一昨年足助へ行っていたんです。足助へ行って、小澤庄一さんという方にお会いしたんですが、実は泊まったホテルでは余り小澤庄一さんについては評判よろしくなかったんです。私、そうしますと何かおもしろいもんといえますか、これは素直にとっていただきたい思うんですけれども、やはり首長とか政治の意思の力強さというものを私は感じました。やはり、そうした意味では、私3月議会でも申し上げました、子育て支援、とかあるいは人間

への優しさにかかわる制度については、私は非常に市長頑張っておられると思っております、非常に。これ3月議会のおりで、これは素直な気持ちです。

しかし、それで結果が出るんならばいいんです、結果が出れば。私1番とか2番とかというつもりじゃありませんから。しかし、そこまで頑張ってなお結果が出ないとするならば、やはり結果が出るまで、下條村のように徹底するというのも一つの考え方じゃなかろうかと思うわけです。それで、これはそういう一つのケーススタディーとしてぜひとも研究をしてみたい。

それで同時に、私はこれからの40年後というたらもう27年後でしょ、その間のタイムスパンで考えると、非常に衝撃的です、人口減少というのが。それで、1つは減って高齢者75歳以上だけがふえるんですから税収はがた落ちです。そうかというても、社会保障費というのは上がってきます。公共施設もきのうからいろいろと議論がありました、きょうもありました、学校教育施設、あらゆるものを含んでのこれからの財政出動というのは、財政需要というのは非常に大きいものがあります。

そうしますと、例えば神奈川県のア野市、ここは公共施設白書をつくってやっておられます。そして、ある地方議会においても東洋大学の教授の根本祐二さんという教授でしたか、こういう方を呼んでいろいろと公共施設のあり方等、それをどういうふうを考えていきゃええんかというのをいろいろと研究しておられる方がおりますので、できれば理事側と議会が一緒になって問題意識を共有できるような、そういう講師を二、三、選定していただいて、連続して講座を持つといいですか、私そういうこともせんと、なかなか事後対応はできても事前予防的に、財政も含めて、将来に向けての、もっと言えば次世代のための財政運営ができんのじゃないかという危機感持つとるわけです。そうした意味も含めて、私の問題提起に対して簡潔でよろしいので、答えられる方で答弁をしていただいて、それで終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

（7番宮原忠行君「簡単でええよ、4時までには終わるけえ」と呼ぶ）

副市長。

副市長（三好晶伸君） 我が国の人口減少あるいは少子・高齢化、こういった長引く景気低迷等は、これは日本全国共通の大きな課題であると認識いたしております。そういった中で、前々から我々も御答弁しとるように、これといったクリーンヒットのようなものが

あれば本当にすぐにでもやりたいけども、なかなか即効性のあるまちづくり、地域づくりの活性化というものは、すぐには目には見えてこないと思います。そういった意味で、本市の総合計画における中で申し上げておるように、歳入については市税等の減少、あるいは逆に歳出においては社会保障関連経費の急増といったような厳しい社会経済情勢の中で、今後においても我々住みよさ実感のある施策というものを引き続き打って、着々と地域の活性化に向けた努力をしてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（稲田雅士君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

14時25分まで休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時26分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1番目には、六価クロム汚染土壌問題と市の環境保全対策について市長に伺います。

竹原市中央二丁目5番地、旧竹原市職員駐車場、所有は三井金属株式会社、この土地に外食産業が今月下旬オープン予定です。この工事に伴い掘削土の搬出が行われました。御存じのように、この工事区域の地下には六価クロム鉍滓が埋められています。

そこで、市長に質問いたします。

竹原市はこの工事に対する六価クロム汚染土壌に対する環境保全をどのように厳守されていますか。具体的に工事に伴うボーリング調査結果や掘削土の処理等、すなわち掘削土量、処理場所、処理方法の環境保全のチェック体制はどのようにされましたか。市長に質問します。

参考までに申し上げますと、今から約26年前に、1987年——昭和62年に竹原市議会12月議会で同僚議員が六価クロム問題等で質問されています。当時、竹原市の調査、昭和62年——1987年11月5日、この調査では六価クロム1ミリリットル当たり17ミリグラム、総クロム1リットル当たり17ミリグラム、pHが9.1の計量数値

が出ており、定量限界値を大幅に超えています。当時の小坂市長は、採水し検査した結果、六価クロム等が高濃度であり、埋立処分したクロム鉍滓の影響があると思料されますとして、汚染水の処理を三井金属株式会社竹原製錬所に要請をしております。

次に、三井金属株式会社のクロム鉍滓の堆積場は、50年当時監督官庁の鉍山保安監督部の指導のもとに密封処理しています。また、密閉の問題は鋼矢板を打ち込んでいる、継ぎ目には硫酸じゃったか塩酸じゃったか、それを浸透させています。私どもがそのとき見た段階から考えますと、外への浸出はないと考えています。と当時の民生部長の極めて主観的な答弁をされています。この答弁で汚染土壌の外部流出はない、このように考える人は多くはないと私は思います。

そこで、市長に質問します。

この密封処理は臨時的な措置ですか、それとも恒久的な措置ですか、それと六価クロムは科学的に何年で無害化しますか、鋼矢板の耐久性は何年ですか、市は環境汚染防止の監視体制あるいは環境保全対策をどのようにしていますか、お尋ねします。

次は、旧市職員駐車場、周辺の市道には上下水道管が埋設されています。公共下水道管の布設の工事日程、掘削土量、汚染水の処理対策また個人の上水水道管の布設等はどうに対応されましたか、お聞かせいただきたい。

次は、クロム鉍滓の堆積場は竹原市内に何カ所ありますか、全体で何トン埋められていますか、その堆積場の土地の所有関係はどのようになっていますか、質問します。

次に、平成22年3月作成の竹原市環境基本計画には、六価クロム鉍滓に伴う汚染土壌に関する現状と課題の記述がないのはなぜでしょうか。

次に、六価クロムの環境汚染問題を抜本的に防止するためには、市道あるいは私有地等抜本的な土壌汚染処理することが急がれます。市長はどのようにお考えでしょうか。

次は、六価クロム等に伴う住民の健康調査、これは1987年—昭和63年11月17日、18日に実施されています。私は、関係住民の健康調査は継続的に実施する必要があると考えますが、市長はどのようなお考えでしょうか。

2点目の質問項目として、空き家対策について伺います。

放置され廃屋となった空き家の近隣住民は、危険だから撤去してほしい、私も市民からの切実な相談を受けて、市に危険な建物の撤去を要望してきました。しかし、竹原市の崩壊のおそれがある空き家の通報を受けても、私有財産だからと住民が求める安全対策には応えていないと、私は考えます。

そこで、市長に質問します。

建築基準法第10条は、保安上危険な建築物等に対する措置を定めています。自治体は、所有者に対して著しく危険な建物の撤去を命令できるようになっています。ここ数年間、竹原市に市民からの危険な建築物等に関する相談、苦情は年間何件寄せられ、その解決の件数はどのようになっていますか。また、建築基準法第10条に基づく指導、勧告、命令等の各件数はどのようになっているのでしょうか。さらに、竹原市内の空き家数の現状と課題、どのように竹原市は認識されていますか。お聞かせ願いたいと思います。

三次市は、6月1日施行の三次市空き家等の適正管理に関する条例をつくりました。広島県内では初めての条例ということです。新聞報道によれば、呉市が6月10日の定例市議会に提案、即日可決したということでありました。三次市の空き家等条例の目的は、空き家等が放置され管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくり推進に寄与することにあります。この条例の要旨は、市が空き家等の実態調査ができる。危険な建物の所有者に指導、勧告、命令あるいは実名の公表ができる内容であります。私は、竹原市でもこの三次市の条例内容に追加して、危険な建物等の撤去等を行政代執行できる竹原市空き家対策等の条例（仮称）を早急につくる必要があると考えます。三次市は、さらに老朽化した危険な建物を取り除く費用（補助対象工事の経費の3分の1以内、上限30万円）を補助する制度をあわせてつくっています。このような有効、適切な施策の実行を竹原市でも早急につくる必要があると考えます。

次は、空き家対策の活用、特に竹原市町並み保存地区、この空き家対策の活用について伺います。

改修すれば使用可能な空き家は貴重な資源であります。2013年5月20日付中国新聞には「町並み再生・重伝建を生かす」と、福岡県八女市の町並み再生の取り組みが紹介されておりました。重伝建選定の調査では対象300軒のうち、50軒ほどが空き家、町並み再生の主役は地元住民でつくるNPO法人です。伝建エリアで30軒以上の空き家が見えたと紹介されておりました。この活動の柱は、25年間の管理委託契約を有志でつくる市民団体と相続人の間で結び、新たな利用者を探すということ、行政の補助金を活用して市民団体が建物を改修し、入居者が払う利用料で回収する仕組みであります。大規模な改修には1口1万円の協賛金で賄い、工房やセレクトショップ、住宅として活用されているようであります。

そこで、市長に質問します。

一例ですが、八女市の活動を市長はどのようにお考えでしょうか。

2点目として、竹原市町並み保存地区の空き家の現状、対策と課題をどのように認識されておりますか。お聞かせいただきたいと思えます。

以上で壇上の質問といたします。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問につきましては副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。現在、民間事業者におかれ外食チェーン店の建設工事が行われている工事区域は、昭和30年代にクロムを含んだ廃滓等で埋め立てられた土地であったことから、当時の監督官庁であります広島鉱山保安監督部の指導により、密封処理をされている土地であります。こうした土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき管理されることとなります。このたびの工事につきましては、環境省令で定められた工事規模の基準に満たない小規模工事のため、事業者の届け出義務等はありませんが、企業責任におきまして工事により発生した残土は工場敷地内に持ち帰り、適法適正に処理をされているところであります。

次に、堆積場の密封処理についての御質問であります。鉱山保安法の施設認可制度の適用を受け、鉱山保安監督部の指導により密封処理されている土地の管理は、企業責任において当時から現在まで行われているところであり、今後も企業に対応していただくこととなります。

また、六価クロムは自然に無害化することはありません。

鋼矢板の耐用年数につきましては、材質や厚みによって異なりますが、水中や地中といった空気に触れない状態では1年に0.03ミリ、100年で3ミリ程度腐食するとされています。市の監視体制といたしましては、本川と江戸堀河口付近で水質検査を実施しておりますが、現在までのところクロムは検出されておられません。

次に、周辺市道に埋設している公共下水道管についてであります。平成15年度において旧市職員駐車場南側市道に平均掘削深さ1メートルの箇所個人公共ます6カ所とあわせて敷設工事を行っており、掘削土量については約50立方メートルとなっております。水道管は昭和47年から平成5年にかけて給水管4本が平均掘削深さ60センチメートルの箇所に指定工事店により施工されております。汚染水の対策につきましては、どち

らの工事も地下水位以上での施工となっており、工事による排水処理の必要はなかったものであります。

次に、堆積処分されている場所等につきましては、過去の議会において報告されておりますが、当時企業所有の本川社宅周辺に2,130トン、黒浜南社宅周辺に1万1,520トン、旧工場敷地内に2万7,100トン、合計4万750トンであります。また、その土地の所有状況につきましては、ほとんどが現在も企業が所有されております。

次に、環境基本計画についての御質問であります。環境基本計画は環境基本法に基づいて国、県、市がそれぞれの役割の中で策定しているものであり、土壌保全対策については工場や事業所の跡地など、土地所有者が土壌汚染調査を実施し、適切な措置をとるよう県と協力して対応してまいります。

御指摘の市道等や一部民有地の工事における廃滓対策は、企業と協議し適正な対応に努めてまいります。

また、周辺住民の皆様を対象とした健康調査につきましては、昭和50年9月と昭和63年9月に実施した経緯がありますが、その結果はクロムに起因する身体的影響は見られないとするものであり、その後、市が実施しております2カ月に1回の周辺河川の水質検査におきましてもクロムは検出されておられません。したがって、現時点におきましては健康調査は必要ないものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、2点目の空き家対策について御答弁を申し上げます。

近年、少子・高齢化の進行、人口減少社会の進展や産業構造の変化により空き家が増加する傾向にあり、これらが老朽化すると倒壊の危険、治安や景観の悪化、不動産価値の低下など、周辺環境へ多大な悪影響をもたらすと危惧されています。また、老朽化していなくても、空き家が増加することで地域の活力低下や行政運営の効率性の低下などの問題を引き起こすものと懸念されております。

空き家の状況につきましては、総務省の平成20年住宅土地統計調査による全国の住宅総数5,759万戸に対して空き家は757万戸となっており、率にして13.1%と過去最高であり、平成15年調査から79万戸増加して、全ての都道府県で空き家が1割以上となっている状況であります。

本市の状況については、平成15年の住宅総数1万4,180戸に対して空き家が2,

570戸で、率にして18.1%、平成20年では住宅総数1万3,690戸に対して空き家が2,510戸で、率にして18.3%と横ばい状態ではありますが、全国平均を上回って推移している状況であります。ふえ続ける空き家問題については、防災上の観点からも全国的な課題となっているところであり、管理不全な状態である放置家屋等の問題は、第一義的には建物の所有者、管理者また使用者等が解決すべきものではありませんが、なかなか空き家対策が進んでいないという状況はあると認識しております。

次に、建築基準法では、まず第8条において、建築物の所有者等に対し建築物を常時適法な状態に維持するよう努力義務を課し、また同法第10条において、著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合、当該建築物の所有者等に対して除却を含めた適正な措置をとるよう勧告及び命令することができることされており、本市では市民からの苦情及び相談等があった場合には実態を調査、把握し、同法による指導権限を持つ特定行政庁である広島県西部建設事務所と連携をして対応しております。その指導状況は、平成20年度から平成24年度の過去5年間で老朽危険建築物の苦情件数は12件で、うち県にて危険建築物として確認された件数は4件となっており、除却等の解決を見たものは2件であります。

次に、空き家等の適正管理に関する条例の制定状況につきましては、平成24年1月末の段階で全国138の地方自治体が条例を制定しており、このうち施行時期が平成21年以前の条例は、環境、防犯、景観関連の条例の一部として空き家を扱うものが多い状況であります。これに対して、平成22年に埼玉県所沢市が制定した条例は、空き家問題に特化した全国初の条例であり、同条例は多くの地方自治体の注目を集め、平成23年以降同じように空き家問題に特化した条例が制定されてきております。広島県においては三次市が本年6月1日から、また呉市が平成25年6月議会において議員提案により条例が制定されております。こうした他市の状況等を踏まえ、本市におきましても今後の空き家対策について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、竹原市町並み保存地区の空き家の活用についての御質問であります。町並み保存地区は昨年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて30周年の節目の年を迎え、12月2日には市内外から約200名の参加を得て、記念事業を盛会に開催することができました。この記念事業は、町並み保存地区の価値の再確認及び保存、空き家対策と町並み保存地区の活用をテーマに講演を行い、未来、次世代への継承を意識して竹原小学校6年生による音楽劇「竹原塩物語」を上演し、竹原の町の基礎を築いた先哲の偉業

をたたえ、これまで町並み保存に御尽力いただいた住民の皆様へ感謝し、この町並みを次世代へ継承していく決意を新たにいたしましたところであります。

福岡県八女市の取り組みの御質問ですが、八女市は全国でも先端を行く先進地であり、行政の支援に加え、地元住民で組織するNPO法人八女町家再生応援団による空き家再生が行われています。このNPO法人は、八女福島の文化遺産等に対して、その調査研究及び保存活動等に関する事業を行い、文化的景観を生かしたまちづくりに寄与することを目的に平成15年8月に発足し、空き家の保存再生のための仲介、町家の魅力発信、メンテナンス支援を行っております。

具体的な活動として、空き家所有者の活用に向けた説得、ホームページ等による空き家情報の発信、入居者と地元自治会等の仲介、新聞報道にありました空き家再生、入居後の相談などを行っており、同じく八女市で伝統工法の継承活動を行っている建築設計士や大工等で組織するNPO法人八女町並みデザイン研究会とともに、その活動が評価され、平成22年日本ユネスコのプロジェクト未来遺産に登録されております。

この八女市の事例を初め、町並み保存の先進地において共通することは、官民一体となって町並み保存に取り組んでいることであると考えており、これら先進地の事例を調査研究するとともに、本市の町並み特性を考慮し、本市に合った町並み保存のあり方を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

本市の町並み保存地区の魅力は、連続する歴史的な町並みに住民が生活を営み、酒づくりなどの伝統産業が昔と変わらず今に引き継がれることによって創出される雰囲気や風情であると考えております。平成20年度の調査結果では、町並み保存地区及びその周辺部において空き家率は約10%、本年4月1日現在の町並み保存地区の高齢化率は47.09%で急速に高齢化が進む中、福祉施設等への入所、親戚宅への転出、多額の維持管理費の負担などの理由から適切な管理がされていない建造物がふえており、連続性のある町並みとその魅力を後世に伝える上で大きな課題となっております。歴史的な建造物の適切な維持管理には空き家にしない取り組み、空き家の期間を最小限にする取り組みが最も効果的であることから、昨年7月に町並み保存地区の住民で組織する竹原町並み保存会と連携して、福祉施設への入所等により長期留守となっている家屋の連絡先を把握したところであります。

また、歴史的な建造物の価値の啓発並びに住み続けていくための住民の意向及び対応が重要であると考え、今後の町並み保存地区及びその周辺部の保存活用を検討するための基

礎資料として、平成23年度に住民アンケートを実施しました。このアンケートの結果、助成金の充実、税制面での優遇、建物の維持管理に対する行政からのアドバイスなどの意向があり、この意向を受け建物の維持管理に関する相談体制について事務局体制の強化充実を図るとともに、町並み保存地区における課題を踏まえ、町並みを後世に継承していく骨格となる町並み保存計画の見直しを進めているところであります。

また、昨年開催した重要伝統的建造物群保存地区選定30周年記念事業の中で、尾道市で空き家再生に取り組んでおられるNPO法人の代表に御講演をいただき、空き家の多様な活用方法の事例を紹介したところであり、既に設置している空き家バンク制度の周知、活用を図るとともに、空き家活用を促す取り組みを進め、今後も引き続き町並みを保存、活用し、後世へと継承してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、第1番目の六価クロム汚染土壌等について再質問してみたいと。

壇上での質問に対する答弁漏れがちょっと多いんですけれども、まず第1番目には、現在埋め立てられている六価クロム、今回の工事が行われましたから、私こういった掘削した土壌がどうだったのか、ボーリング調査とか掘削の土量とか、そういった、こういったところにどういった処理をしたのかということを具体的にお尋ねしましたので、明確にお答え願いたい。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） このたびの工事に係りまして掘削のあった土壌がどのように処理されたかという御質問でございます。

当該区域は、市長答弁にありましたように、当時の監督官庁であります広島鉱山保安監督部、今の経済産業省の中国・四国産業監督部でございますが、こちらの指導によりまして企業の責任において管理されているものでございます。それとまた、今回の掘削工事の面積が環境省令で定めます届け出を必要としない工事でありまして、そういったことから詳細の資料といいますか、扱いということが把握できないといいますか、どこまでも監督官庁のほうの御指示のもとで管理をされているということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 要するに、私が言いたいのは、権限が違うところであろうと、竹原市は、市長はこの行政のトップですから、団体自治の責任者なんですから、過去にいろいろ問題があったとこだから、あえて聞いているわけです。ですから、企業責任において適法に処理されているから大丈夫だということにはならないんです。それは、企業の方がその責任を持ってボーリング調査した、去年工事が始まる前にボーリング調査はされているわけですから。私も近くですから毎日見ましたよ、そら、ボーリング工事されているのは。ですから、権限がないのなら企業のところに行って、ボーリング調査の結果はどうだったんですかと、工事に伴う掘削土量はどれだけあったんですかと、この処理はどうなったんですかというぐらいは聞いて、確認するんが当然じゃないんでしょうか。それをやらないでにおいて、適法に処理されているということは言えませんよ。そこはどうでしょうか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 失礼します。今回の工事における市としての調査ということにはならないんですが、今回工事をされる前に、企業のほうから一定には御相談、御報告というようなことはいただいております。その中で、掘削土の量とかもスケジュール、そういったものはお聞きしております。さらに、そういった環境上の手だて、そういったことも企業側のほうから一定にはこういう配慮をさせていただきますということはお聞きしておりますので、それをもって、今議員のおっしゃる確認ということになるかどうかと思います。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 権限はどうであれ、過去の50年、60年、いろいろ問題が起こってるわけだから、たまたま今回こういう外食産業の工事が行われる、それに伴う土が現実には、本来は密閉処理、密封処理、そういったとこの土を動かしているわけです、多い少ない、規模が小さい、それは別として。何らかの形できちっと確認をしなくちゃいけない、これは当然じゃないですか。そうじゃないと、密閉処理したことが崩されることになりますよ。だから、今私が聞いたのは、ボーリング調査をした、その結果を持ってるなら、そのことを、専門的なのは後資料もらいたいけれども、例えば私らは素人ですから、ボーリング調査をした、そしたらその結果汚染土壌はこういった位置にあった、今回の掘削は矢板を打って、私も写真で素人しか見えんけれども、どのくらいの深さを掘って、何立米の土量を動かした。そういったデータは公表できるじゃないですか。

それで、私が心配するのは、何か汚染土壌にかかわるんがあったら、どっかでやっぱり安全に処理しなくてはいけない。そういった、こういう処理しましたという大まかな、スケジュールは知っとるわけですから、ボーリング調査の結果も聞いているわけでしょうから、さっき言ったボーリング調査の結果や掘削土量はどれだけ動かしたのか。分析の結果はどうだったのか、処理はどうだったんかぐらいは確認で、公の場ですからきちっと説明責任を果たすべきだ。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 先ほど申し上げましたとおり、事前に企業のほうから御相談をいただいている内容を申し上げますと、まず掘削により出た残土につきましては、自社に持ち帰り溶鉱炉等で無害化処理をされるということでございます。また、掘削土量につきましては約1,000立米ということでございます。また、その持ち出しに関しましては、保護具の装着の指示あるいは車両からの飛散防止、タイヤ汚染防止、そういった指示をして環境上そごがないといえますか、環境面に十分配慮して行うという説明をいただきまして、一定には今回の工事にかかわりましては、そういう配慮がなされておるといふふうに確認させてもらっております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） さっき言ったボーリング調査とか土量とか炉の焼却したんありますよね。だから、そういった分の資料は公表してもらえますか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 今回の工事にかかわりましての先ほどの掘削土とか、そういったことは今言ったぐらいですから大丈夫なんですけど、あくまでも法令遵守をされ、適法に実施をされている民間の企業活動でございますので、市といたしまして求めることができる法的な指導監督権限の範囲内のものであれば情報をいただけるものと考えておりますが、それを超えるものに関しましては、一定には限界があるように思っております。よろしくお願いたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと事務担当者の副市長なら副市長に聞きたいんだけど、担当者のほうで、今のところではそういう答弁なんです。しかし、この過去の50年代とか60年代、今、現市長のお父さんのときにも実際調べて、採水して、さっき言った許容範

囲を超えるような高濃度が出てるわけですからね。だから、健康調査も実施されてる、そういったことがあるわけですから、そういう権限がないのは、ここへ私が行ってから掘って調査せえと言うんじゃないくて、実際問題そこら企業のところに行って、そういったボーリング調査の結果とか、そういった土量とか、そういった実際の結果をオープンにしないとなかなか、企業責任において処理したと、適正に処理しましたと言うても、なかなか信頼関係ができないんじゃないかと思うんです。ですから、そこは権限があつて、私はあつこへ行ってから勝手に掘っちゃれというんじゃないくて、企業に行つてお願いする。過去にこういったことがあつたんだから、調査結果や市民に安心してもらうためにもボーリング調査や土量をどれだけほかした、処理はどうした、それぐらいのことは最低限今回にかかわつてやらないと、私は安心が担保できないと思うんで、そこは少しちょっともう一回答弁してください。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） このたびの旧職員駐車場の土地に、企業によって新しく新築工事がなされるという案件については、事前に企業のほうへ向いて私どものほうが説明を求めています。それで、実際にここに聞き取り書もございますけども、そこでの話の中に、市としては企業側に、御承知のとおり、あそこにはクロムを含んだ鉍滓が密封処理されているが、そこらあたりについて問題はないのかと、こういった御協議を進めております。そういった中で、企業のほうとしては、まずはこの土壤の中に含まれている、混入をしているという言い方ですかね、クロム鉍滓、これについては適法な処理をしなければならないことは、これは当然でございます、企業側のほうでは鉍山法という法律、今でいうたら経済産業省の鉍山保安監督部というのがございます、そこらあたりの指導を長年、今日も受けております。今回もこの工事にかかわつて、先ほどまちづくり推進課長が申し上げましたとおり、鉍山保安部のそういった指導を受ける中で、自社の敷地内での処理、これはもちろん法的な保管場所、これは許可をとっておられるとこへ適正に処理をするということ、そして先ほど来松本議員御心配されとることですが、このときに説明を受けた内容を申し上げますと、まず工事日程はいつからいつまで、2月12日から3月2日までと、そして施工業者はこれはちょっと名前は公表できませんが、施工業者、そして施工面積は、いわゆる掘削面積が600平方メートル、掘削土量については、先ほど申し上げましたように1,000立米と、ここの安全・安心についての内容についてでございますけども、まずは安全面、衛生面、環境保全対策、これがまず1番、そして2番には掘削土の処

理及び保管について説明を受けております。掘削工事に当たっては、例えば保護具の着装指示とか、車両からの飛散防止、タイヤ汚染防止、雨天時の工事中止指示とか、日報による安全確認、そして安全衛生環境対策には万全を期すと、また掘削土の処理及び保管についても工場敷地内に持ち帰り適法、適正に処理する。市としては、付近の住民に不安を与えないように環境面には十分配慮して行っていただきたいというような内容、ここらあたりは書類等をもって確認をいたしております。その点は御理解をいただきたい。よろしくをお願いします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） まず、そういった安全性の確認は一定されてるということで、気になるのはボーリング調査の結果が、またちょっと説明がなかったと思うんですが。

次に入りたいと思うんですけども、1つは原則として密封処理といいますか、これはこの議事録を見ても、昭和50年当時に同僚議員の質問に対して答弁されております。国の指導のもとに、先ほど言った鉱山保安監督部、そのもとにやったということで、鋼矢板を打って、そのすき間に先ほど言った、あれが正しいかちょっと、誰も信用する気はないんですけど、信用できないんですけど、要するに鋼矢板を打って密閉、継ぎ目をその処理としてやったということで、そういった分なんか、私は素人ですけども、実際そういう、例えば本川なら本川のどこの鉱滓の捨て場のところに、密閉処理ということですから少なくとも鋼矢板を打って、岩盤まで打たないけんのですよね。ですから、あそこは私も知ってる、近くに家は持ってますから。家を建てる近所ときは物すごい基礎をつくられたけども、私の横の家がつけられたときにくいを打たれたけども、15メートルぐらいのくいが2本ぐらいずっと入るんです。それで岩を支えて、普通15メートルで30メートルぐらいかなという素人と思うんですが、そういった岩のどこまで鋼矢板を打たないと漏れますよね、誰が考えても。ですから、設計書に基づいてきちっと鋼矢板の材質とか鋼矢板の長さとか、施工方法はちゃんと岩まできちっと打ってる、これで密閉処理している。それはやっぱり確認できてるんですか、もう一回したいと思う。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 失礼します。この措置が当時、昭和の50年よりも前の措置でございます。その当初より当時の鉱山保安監督部の御指導により、その封じ込めを行ったということは紛れもない事実で、それで昭和62年の本会議におけます議員さんからの御質問に対して、当時の民生部長が密封処理をしておるので漏れる心配はないと

いう御答弁をした経緯がございます。市といたしまして、国の指導のもとに行われておりますこの封じ込め処理というものは、一定に効果をして適正に管理がされているというふうに認識をしております。

ただ、今議員が言われます詳細につきましては、申し訳ございませんが、市のほうにそういった資料は持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 再質問で聞きたいのは、工事仕様書が今ないと言われるなら、例えばさっき言った、少なくとも岩盤まで打たないと地下水は動きますからね、それですき間を密閉処理して外部に漏れんようにしないとというのは、そらちょっと素人考えですから、だからそのものが今日できないのなら調べてもらって、委員会なりに報告していただきたいというのはできますか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、鋼矢板のことでございますけど、先ほど課長のほうが答弁申し上げましたとおり、当時鋼矢板を打っておるということで、それはいわゆる国、鉱山保安監督部の指導のもとに行われておるということでございまして、それは指導のもと適正に処理をされとるということでございます。それで、その内容につきましては、国のほうの指導のもとに企業の責任において行われておるということから、私どものほうでは詳細を承知しておりませんが、適正にされとるということで認識をいたしとることでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 適正という言葉が答弁にあるわけです。ですから私が、今日すぐ出せないのなら、適正というのはいろんなここで聞いた場合、説明してくれないと、具体的に鋼矢板、施工方法、岩盤までやっとなかどうかを具体的に聞いてるわけですから、それが今答弁できませんと、当時の国の指導のもとに適正に処理していますということの説明で、私は再度聞いてるわけですから、私が今この場で全部調べて言いなさいとは言いませんけれども、今調べられないのなら即調べて、委員会に報告してくださいということ是可以できるでしょ。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 今、松本議員の御質問、当初、当初というのがこれが、今話があるように、企業側としてはいつごろの時代からそういう工事にかかわって、そういう矢板

による密封をしたかというのが、なかなか我々今つかんでないところもございますが、基本的には、松本議員の言われるのは、市民への安全への配慮という観点での御質問でございます。それで、先ほど御答弁申し上げましたのは、基本的にはそういつ矢板で閉めても閉めなくても、最終的にはそこらあたりの、もし有害物質といいますかね、それが出ていくのは本川なり江戸堀、こういった近くのそういう河川への放流だろう思うんです。そういったことについて、まずは水質汚濁調査ということで竹原市は2カ月に1回、毎年こういった報告書を出させていただいておりますが、ちょっとちなみに数値を言いますと、本川というのは扇橋のところですが、そして江戸堀というのは明神橋の開閉橋が前にあったところですが、ここでもいろんな測定項目がたくさんございますが、六価クロムももちろんここで測定いたしております。そこでは規定された方法により測定した結果、定量下限値の以下と、定量限界を下回るということで全て数値が出ております。これも多分御存じだろう思うんですが、そういったことで市民への安全・安心という配慮については、矢板が云々というよりも影響があるものはどういうところへ出てくるかということでの判断をさせていただいておるということで御理解いただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 矢板というのは、一つの密封処理の安全性がどういうふうに担保されているかということの関連であります。

そこで、もう一回聞きたいのは、私らが心配なのはやっぱり、さっき、今副市長が言われたような、人への影響とか健康問題への心配です。それでわざわざ昭和50年と昭和62年、2回調査がやられてるわけです。そこで、1回目のときは鼻のほうの症状ですけど、28人ぐらい異常者が出て、精密検査して異常なしとかというのがありますが、そういった健康調査もやられてます。

それで、ここで聞きたいのは、例えば六価クロムの毒性です。今答弁では消えることはないというんがあったかと思うんですが、六価クロムの毒性は人体への影響はどういった症状なり病気なんでしょうか。これをまずちょっとお聞きしたいのと、まずそれじゃちょっとそこだけ。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 六価クロムの毒性のお話でございます。

クロムの中にはいろんなクロムがあるんですが、六価クロムが一番毒性が強いと言われております。ただ、この毒性というのは、いわゆるヒ素とか水銀のレベルではなく、通

常、例えば井戸水の中に規定値よりも、環境基準よりも多い含有があつて、それを10年なり15年なり飲んだ場合とか、あるいは今回の重クロム酸ソーダの製造に直接かかわつて煤塵の舞う中で何年か作業をされた、そういった方の中に、まず皮膚にびらんといいますか、そういったものを発症させます。口から入ったものは、その8割が尿として排出されますので、内臓系に支障というのは余りないそうですが、鼻から入ったものについては鼻にとどまりまして、鼻中隔せん孔といいます、右の鼻の穴と左の鼻の穴の間の壁がございしますが、そこが侵食されてつながったような状況になる。症状としてはそういう症状が出ることもあるそうです。さらに、そのまま肺に入りましたら最終的には肺がんにも及ぶ危険性があるというものでございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 重クロムソーダの製造での竹原の分ですけども、昭和46年にさっき言った症状で、最終的には肺がんですけども、肺がんで亡くなったことが労災で認定されております。昭和46年のときに亡くなられた下野町のAさんという方ですけども。ですから、そういった病気の症状なんかはあつて、先ほど言ったように健康調査が2回やられてますよね。それで、1つ、健康調査にかかわつて、先ほどの市の答弁は、59年と63年に実施されて、その結果クロムに起因する身体的影響は見られないということで、現時点では健康調査は必要ないということで、さっき言ったクロムに起因する身体的な影響というのは、従事者にはさっき言った症状があるし、いろいろ口にした場合にはさっき言った症状があるというふうに言われました。

それで、ここに、答弁ではクロムに起因する身体的影響は見られないという、この答弁されているんですけども、当時言われた部長の分は、発言を見てみますと、明確にそこらの因果関係がわからないから引き続き調査しますよという答弁になっております。これは当時の市の保健課というところで、尿中の精密検査ですけど、さっき言いましたように、昭和50年でしょうけども、約296人が調査されて28人のちょっと健康の異常という人が出て、鼻炎とかという症状があつたということで、その方の精密検査が行われております。結果、27人全員には異常はないという一つの結果と、もう一つは六価クロムとの因果関係は不明だと、明らかでないということで引き続き調査するというような言い方も答弁されてるわけです。

だから、ここに厳密にちょっと細かいというような言い方になるんかもしれませんが、

答弁ではクロムに起因する身体的影響は見られないということを明確にされていると、当時の市の保健課での説明が六価クロムとの因果関係は不明だと、明らかでない、だから今後調査が必要なんだという下りになっているわけです。ですから、それから、昭和63年から今日まで健康調査はやってないというのが私の記憶なんですけれども、そういった2回調査をやって、この当時はクロムとの因果関係は不明だという市の保健課の説明があるんですけども、きょうの答弁ではクロムに起因する身体的影響は見られないという明確に答弁がされてるわけです。ですから、その50年、63年、その調査結果やったときはクロムの関係は不明だと、今後調査が必要なんだという答弁と変わってるんで、その間には何かあったんでしょうか。今日の答弁では、クロムに起因する身体的影響は見られないということになってますんで、そこらちょっと説明をしていただければというふうに思います。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 健康調査の経緯でございますが、まず最初、第1回目に行われたときは昭和50年に社会問題化したこと、また竹原市内におきましても元従業員の方がそういった発病をされて認定をされたこと、また本川に一部流出の小さな事故といえますか、漏れ出しのようなことがあったということが重なりまして、それで健康調査を、当時の国の指導に基づきまして、市内の医師会また保健所の協力を得まして、まず最初行った経緯がございます。そのときの結果が、今松本議員さんがおっしゃられた一定には最初の検査では疑われたんですけども、結果的にはクロムに起因するものはなかったという結果でございました。

63年に行われました健康調査というものは、当時N T Tのマンホールの一つに、それは堆積場だったところの上にマンホールを入れたがために、そこに本来なら隔離されてなければならぬんですが、十数センチの水がたまっとったという事実がございました。それでまた再燃いたしまして、住民の皆様の不安が高まったということを受けまして、そこで追跡調査もあわせて行われたという経緯がございます。そのときも、結局は外部に漏れ出したとか、そういうことがあったわけじゃないんですが、そういったことで住民の皆様が不安を持たれたということがございまして実施をした。それで、結果としては、やはり起因すると思われる所見はなかったというのが報告書に書かれております。

そういうことでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと、ここに書いてる昭和63年以降、私はそれ以後に健康調査を実施して、そこで明らかに六価クロムの関係はもうないんですよと、大丈夫ですよという結論が出てるならとやかく言う必要はないんですけども。私、ここに書いてあるような、ちょっとくどいようですけども、六価クロムとの因果関係が不明だと、今後も調査が必要なんだという下りになってるからね。それで、この間、63年から今日まで健康調査はやられてない。ですから、これは引き続きやる必要があるんじゃないかということだけは、ちょっと指摘しておきたいと思うんです。

それとあと、私はあえて本川、今の職員駐車場の南側になりますか、海側のほうになりますか、市道と民地のところにも六価クロムの鉍滓が埋まっているということをお聞きしました。それで、特に市道の横の民地は昭和四十七、八年当時、年数はちょっと違うかもわかりませんが、昭和四十七、八年当時、市のほうが売却してるわけです、入札で、聞いてみますと。だから、私はこの話を住民の方に聞いて、昭和四十七、八年当時入札で応募して、そこで土地を買ったんだと、近くで便利がいいからここを買ったんだという関係者の声も聞きました。そのときに、地下に六価クロムなんか埋まるとかいろいろなものは聞いたんですかと言うたときに、その人の話では、四十七、八年当時はそこまでまだ公害問題、私はわからなかったということで、市のほうからも特別に何か条件ついて、土壤汚染の問題があるから、例えば安くするとかいろいろな条件がありましたかと言うたら、そういうことはありませんというお話がありました。いずれにしても、市が市の土地だったのを売却しているのは事実だと思うんです。ですから、私は民間の下の土地も、市道のところも、民間の土地のところは市が売っているという関係からすれば、責任を持って汚染土壤の問題を解決しなくてはいけないというふうに私は思います。

それで、その市道にかかわる分でお聞きしたのは、公共上下水道、この工事をやっているんですよ。そこでやったときに、私はあえてもう一回ここで聞きたいのは、下水道工事をやって下水道管を埋める、上水道管を埋める、そのときに今の道路から60センチ、90センチ掘るんでしょうけれども、それ以上また深く掘るはずですよ。そのときに黄色い水が出なかったのか。その掘削土はどう処理したのか。それは確認して安全だというならいいんです。確認しなくちゃいけませんよ。そら、そういう汚染土壤が出たら、黄色い水が出たら、企業の責任で処理しなくてはいけないことになってるわけですから。せめて通報して、処理してもらって、適正な施工をやったのかどうか、これを確認しているかどうかということも2点目として聞きたい。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 先ほど来答弁いたしておりますけども、そういった工事の対応については、現在まで企業責任において適切に対応をされており、今後も企業と協議し適正に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと聞きたかったんは、企業というのは実際市が下水道管工事を発注する、工事を受け取った企業が責任持ってやるんか。私が言うのは、そういった等を確認しながら、その汚染土壌が入っているのは市のほうが知ってるわけですから、企業なんか知らん人がおるかもわからない。ですから、黄色い水が出ても、私は調べて言ってるんだから、きちっと私は確認しているわけですよ。だから、あなた方がこの市道の下には六価クロムが埋まってる、だから下水道工事、その他工事をやるときには、そこへ行って確認して、まず土地を分析しなくてはいけない。見た目で黄色い水が出たら、それを三井さんと相談しなくてはいけない、きちっと処理してくださいと。それをやったのかどうかを確認しとるんです。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 実際、下水道工事等を行う場合、年次計画的にここをいつごろやってですかという御相談があり、その結果に基づいて工事発注を当該企業さんが処理をされておるとい実態でございます。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そういう答弁でした。

それとあと、私は不思議なと思うのは、2011年ですか、芸予地震がありましたよね。そのときにある民家の水道管が壊れているんです。壊れて、噴いて、黄色い水も出るんです。そのときに本来は、そんなんがあったかどうか知りませんが、民間企業者がその施工をやってるわけです、工事自体は民間の人が。だから、そのときには企業責任を呼んで、三井を呼んできて処理したという、一言も聞いてませんよ、そんなことは。だから、民間の人が芸予地震で壊れた、個人的に直した、それだけじゃ済まん問題でしょ。だから、そういったことが実際今、そういったことなんか把握してるんですかね。

だから、そういった黄色い水が出ても、その処理をしないで工事を施工してるんですよ。これは個人のところに引く分で、あなた方は関係ないというか知らんけども。だから、もう一回そこはやってください。だから、そういった工事についても適切に対応する、企

業責任で土なり水なり処理しますという対応をしてきたと言えるんですね、明確に。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 現在、私どもが把握しております工事発注に関しては、当該企業さんが適切に対応をされております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それ以上、同じ言葉になると思うんですが、その間でそこにかかわる分で、先ほど御答弁いただいた市道のところと民間のところ、堆積場のところもあるんですけども、急ぐところは市道のところの鉍滓の問題、民間の土地のところの鉍滓の問題をどう処理するかという面では、私は壇上で早急に対応する必要があるんじゃないかという質問をさせてもらいました。そこで、答弁は、市道や民有地の廃滓対策は、企業と協議して適正な対応に努めていきたいということは、そら民間のもう家が建ってるわけですから勝手にはいきませんが、要するにそういった民間のこともいろんな希望者に、いろんな声がある人には市と協議して、例えば民間の下の土地なんか六価クロム土壤汚染を撤去すると、市道の下のそういった汚染土壤についても撤去すると、そういった協議をするというふうに理解していいんでしょうか。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮地憲二君） 失礼します。この廃滓、一番最初に市長答弁にございましたように、かなりの量が埋められているという事実は事実としてございます。そうした中で、例えば市道あるいは民間の土地にあるとされるものを全て取り除くということとはなかなか困難な状況もあろうかと思えます。鉍山保安法に基づいて、国の管理監督の指導のもとに、いわゆる何かあれば企業が責任を持って対応するという事で御理解いただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） あえて私は撤去を確認するかというのは、これは昭和50年の広島県衛生研究所が出した報告なりあれがあります。これをちょっと参考に読ませてもらうと、クロム鉍滓にかかわる環境調査をやっています。ちょっとそこを引用しますと、埋立地から浸出してくる水は云々、六価クロムが存在しており、六価クロムの溶質は鉍滓が水と接触する限り避けられない。であるから、浸出水か鉍滓の処理を行わなければ、これ撤

去のことですよ、浸出水が鉍滓の処理を行わなければ六価クロムが環境へ放出されるのを防ぐことはできないであろうと。これは県の公害の昭和50年の広島県衛生研究所の調査結果の報告です。ですから、水を処理するか鉍滓を処理するか、このどちらかを対応しないと、六価クロムが環境へ放出されるのを防ぐことはできないだろう。だから、私は急ぐ分として市道の下はいろんな工事をまたこれからやらなくてはいけない。ですから、市道のところ、あるいは民間の家のところは建ってるのどうするかという課題があるから、そこは協議しなくてはならないというんがありますけれども、原則として市道の下は六価クロム鉍滓、あるいは民間の土地の六価クロム鉍滓は撤去するしかない、流出防止のためには。県が報告してるんですよ。これを量が多いから、お金がかかるからという問題じゃないでしょう。私は、早急にこの撤去なんかをする必要がありますけれども、撤去を前提とした協議に入りますかどうか。市道の下は土地、汚染土壌の問題、民間地の分はどうするかという協議が要るでしょう。基本的な考えとしては市が責任を持って、民地の場合は特に責任を持って、クロム鉍滓、あえて今の県の昭和50年の報告を引用しました。クロム鉍滓を撤去しない限り、環境への汚染は防止できないと書いてある。急いで対応する必要があるんじゃないですか。クロム鉍滓の撤去を前提に企業側と協議するというふうに理解していいんでしょう。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 今の松本議員の質問は、これから今後市道とか、また民間の土地を掘削した際にこういった土砂を処理する場合どうあるべきかという御心配を今されてます。基本的には、最初答弁したように鉍山法に基づいた広島鉍山保安監督部の指導というもので、この方まで密封処理をするということで鉍山保安部の御理解をいただいておりますから、今現時点でどうかというと、そこで適正な管理をされとるという判断、そして今後そういった部分的な公共工事とか民間工事の場合には、これはやはり適正な処理しなければならないということから見れば、鉍山保安法に基づいた適正な処理を企業側と協議しながら、適正に処理をしていくということで御判断いただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、密閉処理してるという前提で、さっきのくいとかいいろいろ私の意見を申し上げました。しかし、それでも最低限の岩まではくいを打ってる、そういうことも確認さえもできていないというんが現実ですから。それと、今の市職員駐車場の南側の市道、両側ありますけれども、その市道なんかは今後もあるし、今までもやって

きたはずなんですけども、工事が常につきまとう。ですから、今でもそら、あしたでも、その市道のところを掘ってもらって分析すれば、すぐわかることです。これは密閉処理しようにもできない、市道のところは工事がつきまとうわけですから、密閉でもう動かさんということは不可能ですよ、だから言ってるわけです。

それと、民地のとこなんかは、さっき言った芸予地震のときに水道管が破裂して、黄色い水が噴いて、その工事した人が処理したと一つも聞いてません。その黄色い水が噴き出した分がそこであって乾いて、いつの間にはなくなってるわけです、飛散してるということじゃないですか。だから、その一番関係者の方は、さっき言った人体への影響を心配するわけです。そこに何十年住んで、そらどのくらい微量か、そこらが科学的証明ができてないという意味でしょうけど。

いずれにしても、住民の健康、これが心配がある、不安があるというのは間違いない。だから、できる対応は、鉦滓上の問題はいろいろあるでしょうけども、対応はやっぱりやってもらわにゃいけんけども、すぐできるところというたら市道の問題の地下の六価クロムです、鉦滓です。ことは撤去するという前提で協議すべきだし、民間のとは市が売却してるという前提になれば、市が責任持って対応しないと、私はいけないということだけは、ちょっとくどいようですけども、申し上げておきたい。

それから、空き家の問題で何点か質問しておきたいというふうに思いますけれども。

先ほど答弁がありましたように、空き家の状況というんが竹原市内で平成20年、これは総務省の調査の結果でしょうけれども、空き家が2,510戸、全体の18%が空き家だということで、さっき私は具体的な老朽化の問題の苦情、撤去してくれとか、危ないからどけてほしいという市民の苦情の問題の件数とか対策は聞きました。再質問というのは、竹原市として2,500戸の空き家の現状把握というのはされてるんかどうかを、まず一言聞きたいのと。

それから、1つ、確かに老朽建築物を安全に撤去してほしいというのは、一定の強制力がないとなかなか難しいというのが現実、私の相談の分では難しいというような現実がある。それであとは、さっき私がちょっと強制力というのは、危険な老朽化した建物の分は、撤去の行政代執行を含めて条例化する必要があるんじゃないかということをお願いしました。ですから、2,570戸の空き家の現状把握を市がどのように把握されてるんかと。あとは、もう一つはそういった老朽の建築物、これやっぱり条例をつくって、従わなかったら公表するとか、最終的な手段といいますか、撤去を強制執行できるとかという

こまでの条例というんか、これがどうしても必要じゃないか。そうじゃなくて、こういう対応ができますよというんがあれば、あわせて聞きたいんだけど、これがちょっと市としてどう考えとるかというんが2つ目です。

それから、3点目としては……

（「議長さん、当局へ90分よ、ルールを守ろう」と呼ぶ者あり）

市として空き家対策の問題をちょっと言いました。ですから、八女市の例を挙げましたから、ああいった分の活動を早急にやらないと、あとは私がここのいろんな報告書を見ても、市の施策というのは援助の、町並みの保存地区の分でいえば助成額を充実させると。あとは土地を持っておられる、家屋を持っておられる、土地の固定資産税の減免がないですから、そういったところは早急に減免の対策を考えると。あとはNPO法人への積極的な支援というんが、具体的にやらないと物事が動かないという意見について、あと二、三分しかないから簡潔に言ってください。

議長（稲田雅士君） 答弁時間ありませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の御質問の空き家の状況でございますが、平成20年総務省の調査によりますと、竹原市内の空き家2,510戸あるということでございますが、この件数がどこにあるかということ自体は、現時点では把握しておりません。しかし、先ほど答弁申しましたように、老朽化危険物についての苦情、相談等につきましては過去5年間12件ほどございまして、そのうち4件ほどが非常に危険な状態であるということで、広島県のほうと相談いたしまして対応しているというような状況でございます。そんな中で、2件ほどは何とか御協力いただいて解体をしていただいたというようなことでございます。

それから、条例についてでございますが、先ほど同じように三次市の条例の事例がございましたけど、三次市においても空き家対策ということで、こちら常時無人の状態であるというふうな状況で、三次市の空き家等の適正管理に関する条例ということで制定をされております。

空き家につきましては、いずれにいたしましても個人の財産に対する法的な制限がないというのが状況でございます。まずは実態調査……

（「簡潔に、時間がオーバーしとるぜ」と呼ぶ者あり）

助言、指導、勧告できるような措置として条例制定に向けて、他市の状況を踏まえて調査研究してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

明6月20日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後3時56分 散会